

ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理

平成29年 3月31日

ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議

目次

第1	はじめに	1
第2	我が国におけるギャンブル等依存症の実態	3
第3	競技施行者・事業者の取組	7
1	競馬【農林水産省】	7
	(1) 競技施行者・事業者における対応	
	(2) 未成年者に関するアクセス制限	
	(3) 本人・家族申告によるアクセス制限	
	(4) インターネット投票の在り方	
	(5) 広告の在り方	
	(6) 資金調達制限	
2	競輪・オートレース【経済産業省】	11
	(1) 競技施行者・事業者における対応	
	(2) 未成年者に関するアクセス制限	
	(3) 本人・家族申告によるアクセス制限	
	(4) インターネット投票の在り方	
	(5) 広告の在り方	
	(6) 資金調達制限	
3	モーターボート競走【国土交通省】	15
	(1) 競技施行者・事業者における対応	
	(2) 未成年者に関するアクセス制限	
	(3) 本人・家族申告によるアクセス制限	
	(4) インターネット投票の在り方	
	(5) 広告の在り方	
	(6) 資金調達制限	
4	ぱちんこ【警察庁】	19
	(1) リカバリーサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充	
	(2) 18歳未満の者の営業所への立入禁止の徹底	
	(3) 本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの拡充・普及	
	(4) 出玉規制の基準等の見直し	
	(5) 出玉情報等を容易に監視できる遊技機の開発・導入	

- (6) 営業所の管理者の業務として依存症対策を義務付け
- (7) 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置
- (8) ぱちんこ営業所における更なる依存症対策

第4	医療・回復支援【厚生労働省】	23
1	実態把握・調査研究	23
	(1) ギャンブル等依存症の実態把握	
2	相談・治療体制の整備	23
	(1) 精神保健福祉センター、依存症治療拠点機関【厚生労働省・総務省】	
	(2) 障害福祉サービス等の適切な支援事業	
	(3) 専門的な医療の確立・普及及び適切な診療報酬の在り方の検討	
3	人材育成	25
	(1) 医師【文部科学省・厚生労働省】	
	(2) 保健師・看護師	
	(3) 精神保健福祉士	
	(4) 社会福祉士	
	(5) 公認心理師	
4	普及啓発	28
5	民間団体（自助グループ等）への支援	28
6	その他	29
	(1) 就労支援	
	(2) 児童虐待防止対策	
	(3) 婦人保護対策	
	(4) ひとり親家庭支援	
	(5) 生活保護受給者への支援	
第5	学校教育、消費者行政等における対応	32
1	学校教育【文部科学省】	32
2	消費者教育・普及啓発【消費者庁】	32
3	多重債務等における相談体制の強化及び関係機関の連携強化【金融庁・消費者庁】	33
4	日本貸金業協会における対策【金融庁】	34
5	銀行の個人向け融資における対策【金融庁】	35

第1 はじめに

我が国では、多くの人々が競馬等の公営競技やぱちんこを楽しんでいる。しかしながら、その一方で、公営競技やぱちんこにのめり込んでしまい、生活に支障が生じ、治療を必要とする状態（ギャンブル等依存症）に陥ってしまう人々がいる。

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により、回復が十分に可能である。しかしながら、対応する医療体制及び相談・支援体制が乏しく、治療を行っている医療機関や相談・支援機関や自助グループ等の支援に資する社会資源の情報を得にくいなどの理由により、依存症患者が必要な治療及び支援を受けられていないという現状がある。また、そもそも、ギャンブル等依存症の実態把握が十分にできていなかったとも言わざるを得ない。加えて、安易なギャンブル等依存を招かないためには、ギャンブル等の施行者・事業者が必要な対策を講じていくことが不可欠である。

こうした中、昨年末に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）の附帯決議第10項では、以下のとおり、政府に対して、ギャンブル等依存症対策の強化を求めている。

「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備し、その原因を把握・分析するとともに、ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。また、このために十分な予算を確保すること。」

こうした点を踏まえ、政府では、昨年末に、「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」を立ち上げ、関係行政機関の緊密な連携の下で、対策強化に関する検討を進めてきた。

本文書は、これまでの検討事項を整理し、ギャンブル等依存症対策の現状と課題を明らかにするものであり、今後、各課題の検討を進めて具体的対策を立案していくための「第一段階の取りまとめ」である。

まず、「第2 我が国におけるギャンブル等依存症の実態」では、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）による調査状況の概要を提示している。

次に、「第3 競技施行者・事業者の取組」では、競馬、競輪、オートレース及びモーターボート競走の公営競技並びにぱちんこのそれぞれの業界において、依存症対策に係る現状と課題を明らかにした。各公営競技については、競技施行者等における依存症への対応体制や、安易なのみり込みを防止するために有効と考えられる本人・家族申告によるアクセス制限、簡単にお金を賭けられるインターネット投票等の各項目に関して、取組の現状と今後の課題を検討した。ぱちんこについては、相談体制等の更なる拡充や本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの拡充・普及のほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制を受ける遊技であることを踏まえ、出玉規制や遊技機の出玉情報等の確認等の各項目に関して、取組の現状と今後の課題を検討した。

「第4 医療・回復支援」においては、依存症患者が必要なときに早期に相談や治療を受けられる環境を整備することを目指し、相談・治療体制の整備、人材育成、普及啓発、民間団体への支援等の観点から、論点整理を図った。

「第5 学校教育、消費者行政等における対応」では、ギャンブル等依存症対策に当たっては学校教育や消費者行政、金融機関の取組が重要であるとの観点から、必要な検討を行った。

政府は、本文書で整理した論点を踏まえ、各課題への具体的な対策やその実施方法について更に検討の上、本年夏を目途に取りまとめることとする。政府は、ギャンブル等依存症について、その予防策と回復に資する対策を抜本的に強化することを目指し、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議の下、関係行政機関が緊密に連携し、政府一体となって包括的に対策を推進する。

第2 我が国におけるギャンブル等依存症の実態

概要

我が国におけるギャンブル等依存症の実態を把握するため、平成28年度及び平成29年度の2か年で、AMEDが、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター（以下「久里浜医療センター」という。）に委託して、ギャンブル等依存症が疑われる者の割合などを調査している。

平成28年度は、平成29年度に実施する全国調査の予備調査として、11都市（※1）の住民基本台帳から無作為に対象者を抽出し、面接調査及び医師による診断（同意者のみ）を実施している。調査対象者数は2,200名であり、その中で回答者数は993名、回答率は45.1%であった。

なお、平成29年度の全国調査では、平成28年度の予備調査で判明した課題を踏まえ、久里浜医療センターにおいて調査方法等に改善を加えた上で実施することが予定されており、平成29年夏頃に調査結果が得られるよう、準備が行われている。

予備調査により現時点までに明らかになった結果

久里浜医療センターによれば、平成28年度予備調査によって、現時点までに明らかになった結果は以下の1～5のとおりである。

- 1 国際的に用いられている簡易スクリーニングテストである SOGS（※2）を用いて、過去12か月以内のギャンブル等の経験等について評価を行い、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を、成人の0.6%（0.1～1.2%）（※3）と推計した。（平均年齢は45歳、男女比は4：1）

このうち、最もよくギャンブル等を行っていた頃に最もよくお金を使ったギャンブル等の種別については、「あまりギャンブル等をしない者」（※4）を除くと、全てパチンコ・パチスロであった。

また、「ギャンブル等依存症が疑われる者」が最もよくギャンブル等を行っていた頃の掛け金は、平均で1か月に約2.8万円（最小値1.0万円、最大値4.0万円）であった。

- 2 この他、医師の診察について同意が得られた回答者について、平成29年3月時点で148名に対して医師の診察を実施した。今後も回答者に対する診察を実施し、診察結果を含めた予備調査の結果を、平成29年5月末までに取りまとめる予定である。

- 3 一方、予備調査には、次のような課題があると考えられる。
- ① 都市部のみを調査対象としており、全国的な推計になっていない。
 - ② 「ギャンブル等依存症が疑われる者」の数が少なく、推計値の幅が大きい。
 - ③ 「ギャンブル等依存症が疑われる者」の中に「ギャンブル等をあまりしない者」が含まれており、その者については、最もよく行っているギャンブル等の種別に関する情報が得られていない。
 - ④ 1か月当たりの掛け金は、最もよくギャンブル等を行っていた時期のものであり、調査時点の状況を反映したものではない（※5）。
- 4 このため、平成29年度に行う全国調査においては、以下の方針で全国調査を行い、平成29年夏頃を目途に調査結果が得られるよう、準備を行う。
- ① 全国の地域から無作為に抽出し、全国的な状況を把握する。
 - ② 調査対象者数を約10,000人に増やし、より正確な推計値を得る。
 - ③ 「ギャンブル等をあまり行わない者」についても具体的な状況を把握する。
 - ④ 掛け金などについては、調査時点から12か月以内の状況を把握する。
 - ⑤ 調査票や調査方法に改善を加える。
- 5 なお、平成25年度に行われた調査（※6）において、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を成人の4.8%と推計しているが、これは生涯を通じたギャンブル等の経験等を評価したものである。平成28年度の予備調査において、平成25年度の調査と同様に生涯を通じたギャンブル等の経験等を評価した場合、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は成人の2.7%（1.7～3.7%）（※3）と推計した。ただし、この中には、調査時点で過去1年以上ギャンブル等を行っていない者が一定数含まれており、例えば10年以上前のギャンブル等の経験について評価されている場合があることに留意する必要がある。

- (※1) 11都市とは、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京23区、川崎市、横浜市、相模原市、名古屋市、大阪市、福岡市である。
- (※2) SOGS (The South Oaks Gambling Screen) は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテスト。12項目(20点満点)の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル等依存症の疑いありとされる。
- (※3) 数値は年齢調整後の値。かっこ内は「95%信頼区間」を表しており、同一の標本調査を100回行った場合、そのうち95回で推計値がこの範囲となる区間のことである。
- (※4) 「ギャンブル等をあまり行わない者」とは、予備調査において「最もよくギャンブル等をしていた頃に、ギャンブル等を行う頻度が1か月に1回未満、または1か月あたりにギャンブル等に使用するお金が1,000円未満の者」を指している。
- (※5) 過去12ヶ月以内のギャンブル等の経験等についてSOGSを用いた評価により「ギャンブル等依存症が疑われる者(SOGS5点以上)」の調査時点の平均年齢が45歳であるのに対して、それらの者がギャンブル等を最もよく行っていた年齢の平均値は23歳である。
- (※6) 平成25年度厚生労働科学研究費補助金「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」(研究代表者 樋口進)

ギャンブル等依存症の実態把握に係る平成28年度予備調査の概要

	<p>平成28年度 予備調査 (平成29年度は、調査票や調査方法に改善を加え、全国調査を実施予定)</p>	(参考) 平成25年度 全国調査
研究実施主体	<p>日本医療研究開発機構(AMED) (久里浜医療センターに委託して実施。研究代表者:松下幸生 副院長)</p>	<p>研究代表者:樋口進 (久里浜医療センター院長)</p>
調査方法	<p>面接調査 及び 医師による診断(同意者のみ)</p>	<p>自記式のアンケート調査</p>
対象者の選択方法	<p>11都市(*1)の住民基本台帳より無作為に抽出</p>	<p>全国の住民基本台帳より 無作為に抽出</p>
調査対象者数	<p>2,200名</p>	<p>7,052名</p>
回答者数	<p>993名 (回答率 45.1%)</p>	<p>4,153名 (回答率 58.9%)</p>
ギャンブル等依存症 が疑われる者 (SOGs (*2)5点以上、過去1 年以内)	<p>推計値 0.6% (0.1~1.2%)(*3) (5名/993名)(*4)</p> <p>(内訳) パチンコ・パチス ロに最もお金を使った者 0.6% (0.0~1.1%) (4名/993名)</p>	<p>調査していない</p>
ギャンブル等依存症 が疑われる者(SOGs 5点以上、生涯)	<p>推計値 2.7% (1.7~3.7%) (26名/993名)</p> <p>(内訳) パチンコ・パチス ロに最もお金を使った者 1.9% (1.0~2.8%) (16名/993名)</p>	

(*1) 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京23区、川崎市、横浜市、相模原市、名古屋市、大阪市、福岡市

(*2) SOGS (The South Oaks Gambling Screen)は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテストである。

12項目(20点満点)の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル等依存症の疑いありとされる。

(*3) 数値は年齢調整後の値。

(*4) ()内は95%信頼区間:同一の標本調査を100回行った場合、そのうち95回で推計値がこの範囲内となる区間

()内は実数

第3 競技施行者・事業者の取組

1 競馬 【農林水産省】

(1) 競技施行者・事業者における対応

現状

各競馬主催者は、お客様相談窓口等の対外窓口でギャンブル等依存症の相談があった場合は、最寄りの精神保健福祉センター、保健所、医療機関等に関する情報提供等の対応をすることとしているが、ギャンブル等依存症に関する相談を受け付けていることの明示や周知をしておらず、中央競馬及び地方競馬を通じて過去3年間の相談件数は平成27年の1件のみである。

また、各競馬主催者においては、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる相談窓口や相談を受ける際の具体的な対応マニュアルがなく、ギャンブル等依存症に関する従業員教育も行われていないなど、ギャンブル等依存症へ対応する体制が整備されていない。

課題

ギャンブル等依存症に関し、不安に感じる方やその家族がいつでも相談できるよう、各競馬主催者における相談対応体制を整え、ギャンブル等依存症に関する相談をできることの明示と周知をする必要がある。

また、相談に対し、より専門的な対応が可能となるよう、関係省庁と連携し、公営競技のギャンブル等依存症に関する相談に一元的・専門的に対応する体制の在り方を検討する。

さらに、各競馬主催者において、相談対応にとどまらず各種ギャンブル等依存症対策を着実に実施するため、ギャンブル等依存症担当を置くとともに、各競馬主催者の職員及びインターネット投票サイト運営者の職員に対してギャンブル等依存症に関する知識向上のための従業員教育を行い、ギャンブル等依存症へ対応する体制を整備する必要がある。併せて、現状において、競馬主催者がギャンブル等依存症の情報や知識を得る場がないことから、そのような場を設ける必要がある。

(2) 未成年者に関するアクセス制限

現状

競馬法(昭和23年法律第158号)第28条において、未成年者は、勝馬投票券(以下「馬券」という。)を購入し、又は譲り受けてはならないとされている。

このため、競馬場及び場外馬券売場において、未成年者による馬券購入が禁止されている旨の告知による注意喚起を行うとともに、未成年者と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、未成年者による馬券の購入及び未成年者のみによる場外馬券売場への入場を防止している。

また、インターネット投票においては、会員登録時に年齢を確認し、未成年者の登録を防止している。

課題

注意喚起、警備員等による年齢確認等による未成年者の馬券購入防止策を引き続き徹底する必要がある。

(3) 本人・家族申告によるアクセス制限

現状

競馬場及び場外馬券売場において、現在、本人申告又は家族申告によるアクセス制限の仕組みは講じられていない。

また、インターネット投票サイトでは、本人申告により解約や利用停止が可能であるが、一定期間は仮に本人から利用を再開したい旨の申請があっても受け付けないといった形での本人・家族の申告によるアクセス制限の仕組みがない。

課題

ギャンブル等依存症の者が馬券購入を止めることを望む場合又はギャンブル等依存症の者の家族が馬券購入を止めさせることを望む場合に、競馬場や場外馬券売場への入場制限等の対応をする措置が講じられていないことから、これに対応する本人申告又は家族申告によるアクセス制限措置を講じる必要がある。

インターネット投票についても、ギャンブル等依存症の者が一定期間馬券購入を止めることを望む場合又はギャンブル等依存症の者の家族が馬券購入を止めさせることを望む場合に、対応する措置が十分に講じられていないことから、これに対応する本人申告又は家族申告によるアクセス制限措置を講じる必要がある。

(4) インターネット投票の在り方

現状

現在、馬券発売に占めるインターネット投票の割合は約6割となっている（中央競馬63.3%、地方競馬57.3%(平成27年度)）。

未成年者による馬券購入の防止については、会員の登録時に年齢を確認している。

また、本人申告により解約や利用停止が可能であるが、一定期間は仮に本人から利用を再開したい旨の申請があっても受け付けないといった形でのアクセス制限の仕組みは講じられていない。家族からの申し出による会員資格の喪失（代理解約）は、死亡時等に限定されており、その際は公的な証明書の提出を求めている。

さらに、本人が購入限度額の設定を望む場合に対応する措置が設けられていない。

加えて、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起の表示、相談窓口の案内等がなされていない。

課題

本人申告により購入限度額設定を可能とする措置や本人申告又は家族申告によるアクセス制限のための措置を検討する必要がある。

また、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起表示・相談窓口の案内等を実施していく必要がある。

(5) 広告の在り方

現状

競馬の広告については、従前から、メディア側の基準（「(一社)日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心を煽る内容にならないよう実施されている。一方、著名な特定の競走(有馬記念及びダービー)については、その認知度を上げるため短期間に集中的に広告を行っている。

競馬場、場外馬券売場、インターネット投票サイト、TVCMや開催告知ポスター等において、施行者による取組としてギャンブル等依存症に対する啓発、注意喚起表示、相談窓口の案内等が行われていない。

課題

射幸心を煽る内容にならないよう実施されているものの、ギャンブル等依存症の注意

喚起にも資する形で実施されていないことが課題であり、全ての広報、全ての販売チャネルにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起文を表示し、広く一般に注意喚起をする必要がある。

また、著名な特定の競走に関する屋外広告等の手法が過大ではないかとの指摘があることから、引き続き射幸心を煽ることのない広告内容とするとともに、必要に応じ、現在より抑制的な手法により広告を行う必要がある。

さらに、馬券売場等競馬ファンが良く目にする場所について、ギャンブル等依存症に対する注意喚起が行われていないことが課題であり、競馬ファンに対し、ギャンブル等依存症に対する注意喚起を行っていく必要がある。また、ギャンブル等依存症についての相談窓口も併せて掲示することにより、ギャンブル等依存症の防止と診療機関等への早期の受診等につなげることが重要である。加えて、競馬ファンに対し、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発を行う必要がある。

(6) 資金調達制限

現状

一部の競馬場（中央競馬10カ所中5カ所、地方競馬15カ所中2カ所）及び場外馬券売場（中央競馬42カ所中2カ所、地方競馬82カ所中2カ所）には、競馬ファンの利便性の向上を図るとともに、現金を持ち歩かずに済むことによる防犯上の観点も考慮して、ATMが設置されている。当該ATMでは、クレジットカードによるキャッシングサービス（以下「キャッシング」という。）が利用可能である。

課題

キャッシングで調達した資金で馬券の購入が可能であるため、競馬場及び場外馬券売場に設置されているATMのキャッシング機能の廃止について検討の上、取扱方針を決定する必要がある。

2 競輪・オートレース 【経済産業省】

(1) 競技施行者・事業者における対応

現状

競輪・オートレースの振興法人である公益財団法人 JKA では、お客様相談窓口等の対外窓口にギャンブル等依存症の相談があった場合は、最寄りの精神保健福祉センター、保健所、医療機関等に関する情報提供等の対応をすることとしているが、ギャンブル等依存症に関する相談を受け付けていることの明示や周知をしておらず、過去5年間でギャンブル等依存症に関する相談実績は無い。

また、競輪施行自治体及び小型自動車競走施行自治体においては、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる相談窓口や相談を受ける際の具体的な対応マニュアルがなく、ギャンブル等依存症に関する従業員教育も行われていないなど、ギャンブル等依存症対策へ対応する体制が整備されていない。

課題

ギャンブル等依存症に対し、不安に感じる方やその家族がいつでも相談できるよう相談対応体制を整え、ギャンブル等依存症に関する相談が受けられることの明示と周知をする必要がある。

また、相談に対しより専門的な対応が可能となるよう、関係省庁と連携し、公営競技のギャンブル等依存症に関する相談に一元的・専門的に対応する体制の在り方を検討する。

さらに、各業界団体において、相談対応にとどまらず各種ギャンブル等依存症対策を着実に実施するため、業界団体にギャンブル等依存症に関する専任の担当を置くとともに、施行自治体、場外車券売場設置者及びインターネット投票サイト運営者の職員に対してギャンブル等依存症に関する知識向上のための従業員教育を行い、ギャンブル等依存症へ対応する体制を整備する必要がある。併せて、現状において、これらの職員がギャンブル等依存症の情報や知識を得る場がないことから、そのような場を設ける必要がある。

(2) 未成年者に関するアクセス制限

現状

自転車競技法（昭和23年法律第209号）第9条及び小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第13条において、未成年者は勝者投票券又は勝車投票券（以下「車券」

という。)を購入し、又は譲り受けてはならないとされている。

このため、競走場及び場外車券売場において、未成年者による車券購入が禁止されている旨の告知による注意喚起を行うとともに、未成年者と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、未成年者による車券の購入を防止している。

また、インターネット投票においては、会員登録時に年齢を確認し、未成年者の登録を防止している。

課題

注意喚起、警備員による年齢確認等による未成年者の車券購入防止策を引き続き徹底する必要がある。

(3) 本人・家族申告によるアクセス制限

現状

競走場及び場外車券売場において、現在、本人申告又は家族申告によるアクセス制限の仕組みは講じられていない。

また、インターネット投票サイトでは、本人申告により解約や利用停止が可能であるが、一定期間は仮に本人から利用を再開したい旨の申請があっても受け付けないといった形での本人・家族の申告によるアクセス制限の仕組みがない。

課題

ギャンブル等依存症の者が車券購入を止めることを望む場合又はギャンブル等依存症の者の家族が車券購入を止めさせることを望む場合に、競走場や場外車券売場への入場制限等の対応をする措置が講じられていないことから、これに対応する本人申告又は家族申告によるアクセス制限措置を講じる必要がある。

インターネット投票についても、ギャンブル等依存症の者が一定期間車券購入を止めることを望む場合又はギャンブル等依存症の者の家族が車券購入を止めさせることを望む場合に、対応する措置が十分に講じられていないことから、これに対応する本人申告又は家族申告によるアクセス制限措置を講じる必要がある。

(4) インターネット投票の在り方

現状

現在、車券発売に占めるインターネット投票の割合は競輪では3割強、オートレースでは4割弱となっている（競輪32.8%、オートレース38.8%（平成27年度））。

未成年者による車券購入の防止については、インターネット会員の登録時に年齢を確認している。

また、本人申告により解約や利用停止が可能であるが、一定期間は仮に本人から利用を再開したい旨の申請があっても受け付けないといった形でのアクセス制限の仕組みは講じられていない。家族からの申し出による会員資格の喪失（代理解約）は、死亡時等に限定されており、その際は公的な証明書の提出を求めている。

さらに、本人が購入限度額の設定を望む場合に対応する措置が設けられていない。

加えて、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症に対する注意喚起の表示、相談窓口の案内等がなされていない。

課題

本人申告により購入限度額設定を可能とする措置や本人申告又は家族申告によるアクセス制限のための措置を検討する必要がある。

また、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起表示、相談窓口の案内等を実施していく必要がある。

(5) 広告の在り方

現状

競輪の広告については、従前から、メディア側の基準（「(一社)日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心を煽る内容にならないよう実施されている。

一方、競走場、場外車券売場、インターネット投票サイト、TVCM、開催告知ポスター等において、施行者による取組としてギャンブル等依存症に対する啓発、注意喚起表示、相談窓口の案内等が行われていない。

課題

射幸心を煽る内容にならないよう実施されているものの、ギャンブル等依存症の注意喚起にも資する形で実施されていないことが課題であり、全ての広報、全ての販売チャ

ネルにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起文を表示し、広く一般に注意喚起をする必要がある。

さらに、車券売場等競輪・オートレースファンが良く目にする場所について、ギャンブル等依存症に対する注意喚起が行われていないことが課題であり、競輪・オートレースファンに対し、ギャンブル等依存症に対する注意喚起を行っていく必要がある。また、ギャンブル等依存症についての相談窓口も併せて掲示することにより、ギャンブル等依存症の防止と診療機関等への早期の受診等につなげることが重要である。加えて、競輪・オートレースファンに対し、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発を行う必要がある。

(6) 資金調達制限

現状

一部の競輪場（43カ所中3カ所）及び場外車券売場（71カ所中8カ所）には、競輪・オートレースファンの利便性の向上を図るとともに、現金を持ち歩かずに済むことによる防犯上の観点も考慮して、ATMが設置されており、いずれも引き出し上限額が設定されている（2台が上限額50万円、9台が上限額5万円）。当該ATMでは、キャッシングが利用可能である。

課題

キャッシングで調達した資金で車券の購入が可能であるため、競輪場及び場外車券売場に設置されているATMのキャッシング機能の廃止について検討の上、取扱方針を決定する必要がある。

3 モーターボート競走 【国土交通省】

(1) 競技施行者・事業者における対応

現状

各競走場は、お客様相談窓口等の対外窓口でギャンブル等依存症の相談があった場合は、最寄りの精神保健福祉センター、保健所、医療機関等に関する情報提供等の対応をすることとしている。また、平成27年度以降は一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会が主催する職員研修や全国会議等の場において、ギャンブル等依存症に関する相談があった際の対応方法を周知している。

ギャンブル等依存症に関する相談を受け付けていることの明示や周知をしておらず、ギャンブル等依存症に関する相談件数は過去3年間で3件のみであった。3件のうち2件は家族からの相談であったが、その後、本人とも面会し、本人の同意を得た上で、警備員等が目視で確認して入場を制限するなどの対応を行った。

そもそも、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる窓口や相談を受ける際の具体的な対応マニュアルがなく、ギャンブル等依存症に関する従業員教育も行われていないなど、ギャンブル等依存症へ対応する体制が整備されていない。

課題

ギャンブル等依存症に対し、不安に感じる方やその家族がいつでも相談できるよう相談対応体制を整え、ギャンブル等依存症に関する相談が受けられることの明示と周知をする必要がある。

また、抜本的なギャンブル等依存症対策を行うため、この際、関係省庁と連携し、他のギャンブル等にも対応する体制を整備することを検討する。

さらに、各競走場において、相談対応にとどまらず各種ギャンブル等依存症対策を着実に実施するため、ギャンブル等依存症の担当を置くとともに、ギャンブル等依存症に関する知識向上のための従業員教育を行い、ギャンブル等依存症へ対応する体制を整備する必要がある。

加えて、ギャンブル等依存症については、その全容が十分に解明されていないことから、実態調査を行って情報を共有することが重要であり、社会課題として実情に応じた対策を講じていく必要がある。

ギャンブル等のリスクについて特化した教育は現在行われておらず、モーターボート競走業界においても、学校教育や金銭管理に係る相談といった社会的予防対策への対応は行っていないという現状を踏まえ、ギャンブル等依存症防止のための教育推進への支

援のほか、セミナーや金銭管理に係る相談会等を開催するなど、必要な支援を行っていく必要がある。

(2) 未成年者に関するアクセス制限

現状

競走場への未成年者の入場については、1競走場を除き、未成年者のみでの入場を制限しているところである。

また、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第12条において、未成年者は勝舟投票券（以下「舟券」という。）を購入し、又は譲り受けてはならないとされている。このため、競走場及び場外舟券売場において、未成年者による舟券購入が禁止されている旨の告知による注意喚起を行うとともに、未成年者と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、未成年者による舟券の購入及び未成年者のみによる場外舟券売場への入場を防止している。

課題

注意喚起、警備員等による年齢確認等による未成年者による舟券購入防止策を引き続き徹底する必要がある。

(3) 本人・家族申告によるアクセス制限

現状

競走場においては、各競走場に設置されているお客様相談窓口等においてギャンブル等依存症に関する相談を受け付けており、本人や家族等からの依頼があれば、本人の同意を得た上で入場を制限するなどの対応を行った（過去3年間における相談実績は3件）。しかし、競走場及び場外舟券売場において、現在、本人申告又は家族申告によるアクセス制限の仕組みは講じられていない。

また、インターネット投票においては、本人申告により会員資格の喪失が可能であるが、本人・家族の申告による利用停止（一定期間の停止を含む）といった形でのアクセス制限の仕組みがない。

課題

ギャンブル等依存症の者が舟券購入を止めることを望む場合又はギャンブル等依存症の者の家族が舟券購入を止めさせることを望む場合に、競走場や場外舟券売場への入

場制限等の対応をする措置が講じられていないことから、これに対応する本人申告又は家族申告によるアクセス制限措置を講じる必要がある。

また、競走場等において、本人や家族から相談を受けた際に、様々な相談に対応可能な統一マニュアルがないことから、相談への対応方法、入場制限の方法等が不十分であるため、本人や家族からの申告に基づく入場制限等や購入限度額の設定の方法を検討し、統一的なマニュアルを整備するなど、統一的かつ効果的な対応を図る必要がある。

インターネット投票についても、ギャンブル等依存症の者が一定期間舟券購入を止めることを望む場合又はギャンブル等依存症の者の家族が舟券購入を止めさせることを望む場合に、対応する措置が十分に講じられていないことから、これに対応する本人申告又は家族申告によるアクセス制限措置を講じる必要がある。

(4) インターネット投票の在り方

現状

現在、舟券発売に占めるインターネット投票の割合は約4割となっている(39.1%(平成27年度))。

未成年者による舟券購入の防止については、インターネット会員の登録時に年齢を確認している。

また、本人申告により会員資格の喪失が可能であるが、本人・家族の申告による利用停止(一定期間の停止を含む)といった形でのアクセス制限の仕組みがない。家族からの申し出による会員資格の喪失(代理解約)は、死亡時等に限定されており、その際は公的な証明書の提出を求めている。

さらに、本人が購入限度額の設定を望む場合に対応する措置が設けられていない。

加えて、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起の表示、相談窓口の案内等がなされていない。

課題

本人申告により購入限度額の設定を可能とする措置や本人申告又は家族申告によるアクセス制限のための措置を検討する必要がある。

また、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起の表示、相談窓口の案内等を実施していく必要がある。

(5) 広告の在り方

現状

モーターボート競走の広告については、従前から、メディア側の基準（「(一社)日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心を煽る内容にならないよう実施されている。

なお、競走場、場外舟券売場、インターネット投票サイト、TVCM、開催告知ポスター等において、施行者による取組としてギャンブル等依存症に対する啓発、注意喚起表示、相談窓口の案内等が行われていない。

課題

射幸心を煽る内容とならないよう実施されているものの、ギャンブル等依存症の注意喚起にも資する形で実施されていないことが課題であり、各種広報において、ギャンブル等依存症の注意喚起文を表示し、広く一般に注意喚起をする必要がある。

加えて、競走場、場外舟券売場、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症に対する注意喚起を行っていく必要がある。また、ギャンブル等依存症についての相談窓口も併せて掲示することにより、ギャンブル等依存症の防止と診療機関等への早期の受診等につなげることが重要である。加えて、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発を行う必要がある。

(6) 資金調達制限

現状

一部の競走場（24カ所中、19カ所）及び場外舟券売場（73カ所中、9カ所）には、モーターボート競走のファンの利便性向上を図るとともに、現金を持ち歩かずに済むことによる防犯上の観点も考慮して、ATMが設置されている。当該ATMでは、キャッシングが利用可能である。

課題

競走場内に設置されているATMについては、ATM利用にあたっての注意喚起を行っていない。そこで、ATM利用にあたっての注意喚起を実施する。

また、キャッシングで調達した資金で舟券の購入が可能であるため、ATMのキャッシング機能の利用状況を調査し、競走場及び場外舟券売場に設置されているATMのキャッシング機能の廃止について検討の上、取扱方針を決定する必要がある。

4 ぱちんこ 【警察庁】

(1) リハビリサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充

現状

ぱちんこへの依存問題の相談機関であるリハビリサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）は電話相談を受け付け、必要に応じて、相談者に医療機関、精神保健福祉センター等を紹介している。現在、RSNではトレーニングを受けた相談員が電話相談の対応を行っているが、体制は3～4名（常勤2名、非常勤1～2名）であり、対応時間も平日午前10時から午後4時までである。

課題

RSNの相談者に対して、今後よりきめ細かな対応を行うためには、相談体制を更に充実させる必要がある。

また、ぱちんこへの依存問題を抱える人の家族に対して、RSNにおいて相談を受け付けていることについての情報発信を強化し、家族からの相談をより多く受けられるようにする必要がある。

加えて、RSNの相談者等のぱちんこへの依存問題を抱える人に、ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等を紹介することにより、専門性の高い医療等をより身近で受けられる環境を作る必要があるほか、ぱちんこへの依存問題を抱える人は、経済的な問題等も併せて抱えていることが多いことから、それらの問題に対する相談体制についても整備することが望ましいと考えられる。

(2) 18歳未満の者の営業所への立入禁止の徹底

現状

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第22条第1項第5号において、18歳未満の者をぱちんこ営業所に客として立ち入らせることは禁止されており、現在でも、ぱちんこ営業所内の従業員の巡回、監視カメラの設置等を実施し、18歳未満の者と思われる者を把握した場合は年齢確認を行っている。

課題

現在の取組を引き続き実施するとともに、賞品交換時においても、年齢確認を実施するなど取組を強化する必要がある。

(3) 本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの拡充・普及

現状

ぱちんこへの依存問題を抱える人等が、多くの金額をぱちんこで費消すること等があると、過度な遊技を抑制する一般的な仕組みがない。

現在、ぱちんこ営業所の顧客会員システムを活用して、客が1日の遊技使用上限金額を自ら申告し、設定値に達した場合、翌来店日にぱちんこ営業所の従業員が当該客に警告する仕組みとして、自己申告プログラムがある。しかし、家族からの申告を受け付けておらず、また、平成29年3月10日現在、同プログラムを導入している店舗は452店舗であり、普及しているとは言い難い状況である。

課題

家族からの申告を受け付けるなど、自己申告プログラムを拡充した上で、普及を図る必要がある。

(4) 出玉規制の基準等の見直し

現状

遊技機の出玉（遊技客が獲得できる遊技球の数。以下同じ。）については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）第8条で規定する著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準で規制されている。

具体的には、ぱちんこ遊技機については、1時間の遊技機の出玉を、発射させた遊技球の数の3倍以下、また、10時間では、発射させた遊技球の数の2倍以下、2分の1以上等と規定している。

課題

ぱちんこへの依存の防止を図り、ぱちんこ営業の更なる健全化を推進するため、遊技機の出玉等について定める著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準を見直すなどにより、遊技機の射幸性を更に抑制する必要がある。

(5) 出玉情報等を容易に監視できる遊技機の開発・導入

現状

ぱちんこ遊技機等の著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機については、施行規則

第8条において遊技機の基準が定められているところ、遊技機の出玉情報等をぱちんこ営業所で容易に確認する手段がない。

課題

施行規則第8条では、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準を定めており、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第1項は、これに該当する遊技機を設置してぱちんこ店を営業することを禁止している。ぱちんこへの依存症対策の観点から、遊技機の射幸性が過度に高まることを防止するため、遊技機の出玉情報等が施行規則に規定する遊技機の基準に適合しているか容易に確認できる遊技機等を開発・導入するために、国家公安委員会規則の関係規定を見直すなどの必要がある。

(6) 営業所の管理者の業務として依存症対策を義務付け

現状

ぱちんこ営業所によって、ぱちんこへの依存症対策の取組状況が様々である。

課題

全てのぱちんこ営業所において、適切なぱちんこへの依存症対策を組織的に行わせるため、施行規則を改正して、ぱちんこ営業所の管理者の業務に、ぱちんこへの依存症対策を追加するなどの必要がある。

(7) 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置

現状

業界においては、RSNを設立し、ぱちんこ依存等についての電話相談を受け付け、必要に応じて医療機関、精神保健福祉センター等を紹介しているほか、各営業所向けに「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドライン」や同「運用マニュアル」を策定し、営業所に周知するなど、ぱちんこへの依存症対策に取り組んでいる。

課題

業界におけるぱちんこへの依存症対策を更に進めるため、業界の取組を評価し、更なる取組を提言する第三者機関のような仕組みがあることが望ましい。加えて、ぱちんこへの依存症対策について、実態を踏まえて適切に取り組む必要がある。

(8) ぱちんこ営業所における更なる依存症対策

現状

業界では、各営業所向けに「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドライン」や同「運用マニュアル」を策定し、ぱちんこへの依存症対策についての従業員への教育、相談窓口ポスター等の店内掲示、初心者への適度な遊技方法の案内等を推進するなど、ぱちんこ営業所におけるぱちんこへの依存症対策に取り組んでいるが、依然としてぱちんこへの依存による様々な弊害が生じている。

課題

遊技客と直接接するぱちんこ営業所において、ぱちんこへの依存症対策を更に進める必要がある。具体的には、従業員等をぱちんこへの依存症対策の専門員に指定し、専門員に対するぱちんこへの依存症対策に関する研修体制等の整備等を行う必要がある。

第4 医療・回復支援【厚生労働省】

1 実態把握・調査研究

(1) ギャンブル等依存症の実態把握

現状

平成28年度から平成30年度までの3か年の調査研究で、AMEDにおいて、国内のギャンブル等依存症についての疫学調査を実施している。

また、当該研究開発課題における別の分担研究班において、我が国で実践されているギャンブル等依存症に対する各種治療法の有効性の検討と治療ガイドラインの作成を目標とする研究、海外におけるギャンブル問題の実情とギャンブル等依存症への対策等について、研究を行っている。

課題

今後、さらなるギャンブル等依存症対策を講じていく上で、より正確な実態を把握するため、平成29年夏ごろを目途にギャンブル等依存症の実態に係る全国調査結果を取りまとめる必要がある。

また、継続的な全国調査の実施について検討する必要がある。

2 相談・治療体制の整備

(1) 精神保健福祉センター・依存症治療拠点機関【厚生労働省・総務省】

現状

都道府県・指定都市に設置されている精神保健福祉センターにおいて、依存症に関する問合せや相談を受け付けている。しかし、精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症に対する専門的な相談員がいないなど、相談体制が不十分である。

また、地域において依存症患者を診療できる体制の確立が必要不可欠であるため、平成26年度から平成28年度まで、モデル事業として5つの府県において、依存症の治療拠点機関を指定し、地域の関係機関との連携体制を構築するとともに、他の医療機関への研修や地域住民への普及啓発等を通して、依存症患者を適切な相談・治療につなげる取組を実施している。

課題

厚生労働省における今までのモデル事業の成果を踏まえ、全ての都道府県・指定都市

において、ギャンブル等依存症の相談・治療体制を整備することが喫緊の課題となっており、自助団体等との連携による事業や補助事業として、精神保健福祉センター等の相談拠点や依存症の専門的な治療拠点を整備し、かつ依存症相談員を配置する必要がある。

また、都道府県・指定都市の精神保健福祉センターが実施する依存症対策に要する経費について引き続き適切に地方交付税措置を講じる必要がある。

(2) 障害福祉サービス等の適切な支援事業

現状

ギャンブル等依存症患者の中には、相談支援や共同生活援助（グループホーム）等の障害福祉サービス等を利用している場合がある。しかし、障害福祉サービス等に就いている者は、ギャンブル等依存症に対する知識や技術支援が不足している。

課題

障害福祉サービス等に就く者におけるギャンブル等依存症に対する知識や支援技術の不足により、適切な支援を提供できない場合があるため、研修や啓発等を通じて、適切な支援を提供できるよう対策をとる必要がある。

(3) 専門的な医療の確立・普及及び適切な診療報酬の在り方の検討

現状

診療報酬については、ギャンブル等依存症患者に対して、精神科を標榜する保険医療機関が、精神疾患患者に対して一般的に行われている通院・在宅精神療法や入院精神療法等の精神科専門療法を実施した場合には、診療報酬の算定が可能となっている。

ギャンブル等依存症に対する専門的な医療の確立・普及の必要性が指摘されているが、現状では、ギャンブル等依存症に対する専門的な医療は確立していないため、今後、専門的な医療の確立に向けた研究の推進とそれに対する診療報酬での評価が課題となっている。

課題

ギャンブル等依存症に対する専門的な医療の確立を図る必要がある。その後、治療の有効性・安全性に係るエビデンスや医療現場における取組状況に応じ、ギャンブル等依存症に対する専門的な医療について、適切な診療報酬の在り方を検討する。

3 人材育成

(1) 医師

(1-1) 【文部科学省】

現状

医学教育においては、卒業時までには学生が身に付けておくべき必須の能力の到達目標を提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成22年度改訂版）」において、喫煙と疾病との関係や、薬物依存、アルコール依存の病態や症候等の説明ができることが明記されている。一方で、ギャンブル等依存は明記されておらず、依存症に関する教育の中でギャンブル等依存症に係る教育がなされている例があるものの、十分ではない。

課題

医学教育においてギャンブル等依存症に係る教育が必ずしも十分ではないため、学生が卒業までに身に付けておくべき必須の能力として「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に明記することや、ギャンブル等依存症の教育の充実のため、医学部関係者の集まる会議等において周知・要請を行う必要がある。

(1-2) 【厚生労働省】

現状

医師臨床研修においては、平成16年度より医師臨床研修が必修化され、現状、医師臨床研修において、精神保健・医療を経験することとするとともに、選択必修として精神科を含めている。その結果、「代表的な精神科疾患について、診断及び治療ができる」と答えた研修修了者は、平成14年 21.2%から、平成28年 68.2%と増加している。一方、精神科に関する研修の中でギャンブル等依存症に係る研修がなされている例があるものの、十分ではない。

課題

現在の医師臨床研修において、精神科領域の研修は含まれているが、ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者の養成に係る研修内容が不十分であることが課題である。そのため、ギャンブル等依存症の研修をさらに充実させていくことが重要である。

具体的には、ギャンブル等依存症の治療体制の整備、質の向上のために、医師臨床研修の到達目標において、ギャンブル等依存症を含む依存症対策について、明確化することが必要である。

(2) 保健師・看護師

現状

保健師及び看護師は、ギャンブル等依存症を含め、様々な課題を持つ者に対し、保健指導、療養上の世話・診療の補助を行っている。

国家試験制度上、保健師国家試験出題基準に「精神保健活動—社会病理を背景とする精神的問題」が、看護師国家試験出題基準に「精神疾患・精神症状への援助」、「成人の人格・行動の障害」等の項目が含まれており、これまで、国家試験では、薬物及びアルコール依存に関する問題が出題されている。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則において、各養成課程の教育内容を包括的に示しているものの、依存症対策を含む個別の疾患等の具体的な教育内容は明示していない。

課題

保健師や看護師等の医療従事者がギャンブル等依存症対策に関する知識をもって従事することができるよう、ギャンブル等依存症対策に関する教育や国家試験出題基準の見直しを行う必要がある。

(3) 精神保健福祉士

現状

精神保健福祉士は、ギャンブル等依存症を含む精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の専門職として、幅広い分野において、対象者が抱える課題やニーズの違いに応じ、養成課程で修得したソーシャルワークの技法を用いて、相談援助を中心に実践に取り組んでいる。

現行の精神保健福祉士の養成カリキュラムにおいては、科目「権利擁護と成年後見制度」において、「アルコール等依存症者への対応の実際」が教育内容の例として記載されている。

課題

精神保健福祉士は重要な社会資源であることに鑑み、様々な福祉領域における任用拡大を含めた活用促進を進めることが課題となっている。

また、ギャンブル等依存症も含め、より一層多様化・複雑化する地域における課題に対応できる精神保健福祉士の養成に向けた教育内容の充実等が求められている。

具体的には、対象者が抱えるギャンブル等依存症に関連した問題への支援を多職種連携により効果的に実施するという観点も含めて、精神保健福祉士の養成カリキュラムの見直しを検討する必要がある。

(4) 社会福祉士

現状

社会福祉士とは、広く社会分野における相談援助の専門職として、幅広い分野において、対象者が抱える課題やニーズの違いに応じ、養成課程で修得したソーシャルワークの技法を用いて、相談援助を中心に実践に取り組んでいる。

現行の社会福祉士の養成カリキュラムにおいては、科目「権利擁護と成年後見制度」において、「アルコール等依存者への対応の実際」が教育内容の例として想定されている。

課題

社会福祉士は重要な社会資源であることに鑑み、様々な福祉領域における任用拡大を含めた活用促進を進めることが課題となっている。

ギャンブル等依存症も含め、より一層多様化・複雑化する地域課題に対応できる社会福祉士の養成に向けた教育内容の充実等が求められている。

具体的には、対象者が抱えるギャンブル等依存症に関連した問題への支援を多職種連携により効果的に実施するという観点も含めて、社会福祉士の養成カリキュラムの見直しを検討する必要がある。

(5) 公認心理師

現状

公認心理師は、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者やその関係者に対し、指導や援助を行う新たな国家資格制度である。ギャンブル等依存症からの回復支援には、心理的な側面からのアプローチを可能とする専門職を育成する必要がある。公認心理師国家試験は、平成30年から行う予定であり、現在、文部科学省と厚生労働省で公認心理師カリキュラム等検討会を開催し、公認心理師となるために必要な科目や国家試験に関する検討を行っている。

課題

公認心理師の養成カリキュラムや国家試験の出題基準等について、ギャンブル等依存症を含む依存症への対応という観点からも、今後検討する必要がある。

4 普及啓発

現状

ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発が不十分であるため、誰もがギャンブル等依存症になり得る可能性があり、また、ギャンブル等依存症は適切な支援により回復が可能であると国民に理解されていない。

このため、ギャンブル等依存症による問題が生じても、それがギャンブル等依存症により生じていることにギャンブル等依存症患者及び家族は気が付きにくく、回復が可能であることを知らないことや、周囲の理解を得にくいことなどの理由により、ギャンブル等依存症患者やその家族が、適切な相談や医療につながりにくい。

このような中で、平成28年度には厚生労働省において「依存症への理解を深めるためのシンポジウム」を開催したところであり、今後も、継続して実施していくこととしている。

課題

依存症患者やその家族が相談や医療に繋がりにくいという課題を解消するために、国民にギャンブル等依存症の正しい知識を普及することが必要である。

具体的には、現在行っているシンポジウムやリーフレットの配布等に加えて、大規模な広告や市民ボランティアが参加するイベント開催など、より効果が期待される方法を検討する。また、依存症から回復した者やその家族の実情を解りやすく示すことや、啓発活動を通じて、依存症の普及啓発の知見がある当事者団体を始めとする民間支援団体に活躍の機会を与える仕組みを検討する必要がある。

5 民間団体（自助グループ等）への支援

現状

ギャンブル等依存症の自助グループとしては、依存症患者本人の集まりであるギャン

ブラーズ・アノニマス（GA）があり、全国で164のミーティング会場で活動している。また、依存症患者の家族の集まりであるギヤマノンは、全国140のミーティング会場で活動している。その他、ギャンブル等依存症の回復に資する情報提供や勉強会、相談支援及び回復プログラムの提供を行っている民間団体も存在する。

ギャンブル等依存症からの回復に重要な役割を担う民間団体（自助グループ等）への支援としては、依存症回復施設や自助グループを対象とした研修のみである。

課題

民間団体の活動そのものに対する支援は行われていないため、活動そのものの支援へ拡充する必要がある。

6 その他

（1）就労支援

現状

平成27年度、平成28年度（第3四半期まで）において、ハローワークの専門援助窓口で求職者自身がギャンブル等依存症であることを開示した上で支援を行った件数を47労働局に確認したところ、24の労働局で支援実績があり（ただし年間平均2.5件（平成27年））、残り23の労働局は0件であった。仮にギャンブル等依存症の診断・治療を受けていても、就労自体には課題が生じない場合を含め、本人から申告がない場合、ハローワークにおいて把握する契機がないことも背景として考えられる。なお、本人から申告があった場合も、他の精神疾患や発達障害等が根底にあるために、他の精神疾患や発達障害等への対応と同様の就労支援を行うケースが大半となっており、現在把握している範囲において、ギャンブル等依存症独自の対応を求められるケースはほとんどない。

課題

求職者が、ギャンブル等依存症であっても、本人に自覚がなく医療機関等で診断・治療を受けていない場合があるため、ギャンブル等依存症に関する周知・広報を行う必要がある。診断・治療を受けている者に対しては、本人の希望を踏まえた支援の在り方について検討する必要がある。

(2) 児童虐待防止対策

現状

児童虐待防止対策については、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会で行っている、子どもの虐待による死亡事例等の検証において、養育者の心理的・精神的問題等として「アルコール依存」と「薬物依存」が挙げられた事例数を把握している。また、児童虐待対応においては、「アルコール依存」や「薬物依存」の保護者への児童相談所や市町村における対応方法等について、「子ども虐待対応の手引き」（雇用均等児童家庭局総務課長通知（平成25年8月最終改正））において、具体的な方法等を示しているところ。

課題

子どもの虐待による死亡事例等の検証において、児童虐待におけるギャンブル等依存症の影響等の実態把握を検討する必要がある。また、「子ども虐待対応の手引き」において、特別な視点が必要な事例への対応として「アルコール依存・薬物依存等の保護者への対応」に加えてギャンブル等依存症に係る詳細な記載をすることを検討する必要がある。

(3) 婦人保護対策

現状

婦人保護対策については、平成 27 年度先駆的ケア策定・検証調査事業において、「平成27年婦人保護施設の役割と機能に関する調査」を行い、婦人保護施設への措置入所者のうち「ギャンブル・アルコール・薬物依存」を抱える者は32人（平成26年度入所者実人数）となっている。

婦人相談所や市区の婦人相談員等が実施する婦人保護事業においてはギャンブル等依存症も含め DV 被害等様々な困難な問題を抱えた女性を対象としている。婦人保護事業の対象者への支援に当たっては、「婦人相談員相談・支援指針」で、具体的なポイントや留意点等を示している。

課題

適切な支援を提供できるようにするため、「婦人相談所ガイドライン」において、ギャンブル等依存症について明示することや、研修会の場において、ギャンブル等依存症への対応について周知を行うことを検討する必要がある。

(4) ひとり親家庭支援

現状

ひとり親家庭に対するギャンブル等依存症対策の支援については、「ひとり親家庭支援の手引き」において、福祉事務所等に配置されている母子・父子自立支援員等による具体的な相談・支援の方法等を示しており、ギャンブル等依存症などの問題に対して専門的なサポートを提供している NPO などがあることについて記載している。

課題

適切な支援を提供できるようにするため、「ひとり親家庭支援の手引き」において、ギャンブル等依存症に係る具体的な相談・支援の方法等について、詳細な記載をすることを検討する必要がある。

(5) 生活保護受給者への支援

現状

ギャンブル等に過度に生活費をつぎ込み、本人の健康や自立した生活を損なうような生活保護受給者に対しては、適切な助言及び支援を行う必要があるが、保護の実施機関による指導等の実施状況について国としては十分把握していない。

課題

今後、生活保護の適正実施という観点だけでなく、ギャンブル等依存症からの回復支援へのつなぎといった観点からも、保護の実施機関による指導等の実施状況を把握する必要がある。

第5 学校教育、消費者行政等における対応

1 学校教育【文部科学省】

現状

現在、学校教育においては、学習指導要領等においてもギャンブル等依存症についての記述はなく、ギャンブル等依存症に特化した指導も行っていないが、小学校段階から高等学校段階にかけて、子供たちの発達段階に応じ、「家庭」の時間を通じて、家計における収支バランスや計画を考え、適切な意思決定に基づいた消費行動が行えるようにすること、「体育」、「保健体育」の時間を通じて、欲求やストレスが及ぼす影響や、適切な対処が必要であることについて理解し、自分にあった対処法を身に付けられるよう指導が行われている。

また、小学校、中学校段階においては、「道徳」の時間を通じて、節度ある生活に関することが指導されている。

加えて、学校外においても、青少年や周囲の大人を対象とし、各種依存症の危険性などについて啓発をするための依存症予防教室を開催している。

課題

ギャンブル等依存症については、学校教育において、直接的な指導がなされていなかった。今後は、ギャンブル等依存症について、子供たちの発達段階に応じた指導や普及啓発を行っていくため、高等学校の「保健体育」の学習指導要領解説への記載や、中・高・大学生向けの啓発資料等の内容について検討する必要がある。

2 消費者教育・普及啓発【消費者庁】

現状

消費者の家計運営等に関しては、消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定)に基づき、消費者教育の対象領域のうち、「生活の管理と契約に関する領域」として、「適切な情報収集と選択による、将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力」の育成を図っているところである。地方公共団体では、消費者教育推進法に基づいて消費者教育地方推進協議会を設置するなどして、消費者教育を進めているところである。

現状では、ギャンブル等依存症に特化して、消費者向けの注意喚起、教育や普及啓発が、十分に行われていると言い難い。

課題

医療、多重債務等各省庁の所管の分野の別を問わず、各相談機関の連携体制を構築し、ギャンブル等依存症に関する注意点や相談先等の必要な情報を、幅広く消費者向けに教育・啓発する必要がある。

3 多重債務等における相談体制の強化及び関係機関の連携強化【金融庁・消費者庁】

現状

多重債務問題に関する相談体制については、「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）に基づき、関係省庁と連携の上、国（財務局等）、地方自治体（都道府県及び市区町村）、法テラス、関係業界等において、多重債務者相談窓口を設置している。また、全国の地方自治体が設置している消費生活センター等においては、多重債務問題やギャンブル等に関連した消費者トラブルについて、相談を受け付けている。

【参考】

○多重債務者相談窓口設置状況（平成27年9月末現在）

国：11 財務局等

都道府県：47 団体

市区町村：1,723 団体（市区町村の約99%）

○消費生活相談窓口設置状況（平成28年4月現在）

全地方自治体に設置（消費生活センター799カ所）

消費生活相談員：3,393人

多重債務者相談窓口等にはギャンブル等に関する相談も寄せられるが（例：消費生活センター等では、平成27年度で約600件）、相談員のギャンブル等依存症に関する理解・知識は必ずしも十分ではない。

また、金融庁では、多重債務問題を含め、金融行政・金融サービスに関する一般的な相談等を受け付ける金融サービス利用者相談室を設置しているが、他の相談拠点との連携をしていない。

課題

現在、ギャンブル等依存症に対応できる専門機関（相談拠点や専門医療機関等）が十分に整備されておらず、消費生活センター等を含む多重債務者相談窓口、金融サービス利用者相談室等（以下「多重債務相談窓口等」という。）を利用する相談者が、ギャンブル等依存症であると思われる場合に、ギャンブル等依存症に対応できる専門機関へ案内するなどの連携が十分に行えていない状況にある。このため、ギャンブル等依存症患者が早期に必要な相談や治療を受け、多重債務対策、消費者トラブル対策等にもつながるよう、ギャンブル等依存症に対応できる専門機関が早急に整備されるとともに、多重債務者相談窓口等との連携体制を構築することが重要である。

また、多重債務者相談窓口等の相談員は、必ずしもギャンブル等依存症に関する理解・知識が十分とはいえないため、的確に相談実務が行えるよう、相談員に対する専門的な研修を実施するなどにより、ギャンブル等依存症に関する理解・知識の向上を図る必要がある。

さらに、多重債務者相談窓口において、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施等を整理した対応マニュアルを整備する必要がある。

4 日本貸金業協会における対策【金融庁】

現状

現状では、多重債務問題の解決の一環として、平成22年10月から貸金業の自主規制団体（日本貸金業協会）が、浪費癖を持つなどの理由で貸付自粛を受けたいとの本人からの申告を受け、当該本人が自粛対象者である旨の情報の登録を個人信用情報機関に依頼することにより、その登録情報の提供を受けた消費者金融会社等による貸付けの自粛を促す取組を行っている。

課題

現状では、ギャンブル等依存症対策としての取組は存在していないため、ギャンブル等依存症に対応した取組として業界の自主規制（日本貸金業協会の運用規則）を整備するとともに、幅広く制度の周知を行い活用促進を図ることを検討する必要がある。

5 銀行の個人向け融資における対策【金融庁】

現状

現状では、銀行の個人向け融資を通じ、ギャンブル等依存症患者がギャンブル等の資金を借り入れる可能性がある。

課題

銀行の個人向けカードローンについて、現状では、ギャンブル等依存症対策としての取組は存在していないため、日本貸金業協会による貸付自粛に係る取組等も参考にしつつ、ギャンブル等依存症患者に対する貸付けの在り方を検討する。

各公営競技・ぱちんこの概況

【目次】

1 競馬

(1) 中央競馬

- ① 仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 売上の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ③ 売上の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ④ 競馬場及び場外発売所の分布・・・・・・・・ 4

(2) 地方競馬

- ① 仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ② 売上の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ③ 売上の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ④ 競馬場及び場外発売所の分布・・・・・・・・ 8

2 競輪

- (1) 仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 売上の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 売上の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (4) 競輪場及び場外発売所の分布・・・・・・・・ 12

3 オートレース

- (1) 仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 売上の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (3) 売上の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (4) オートレース場及び場外発売所の分布・・・・ 16

4 モーターボート競走

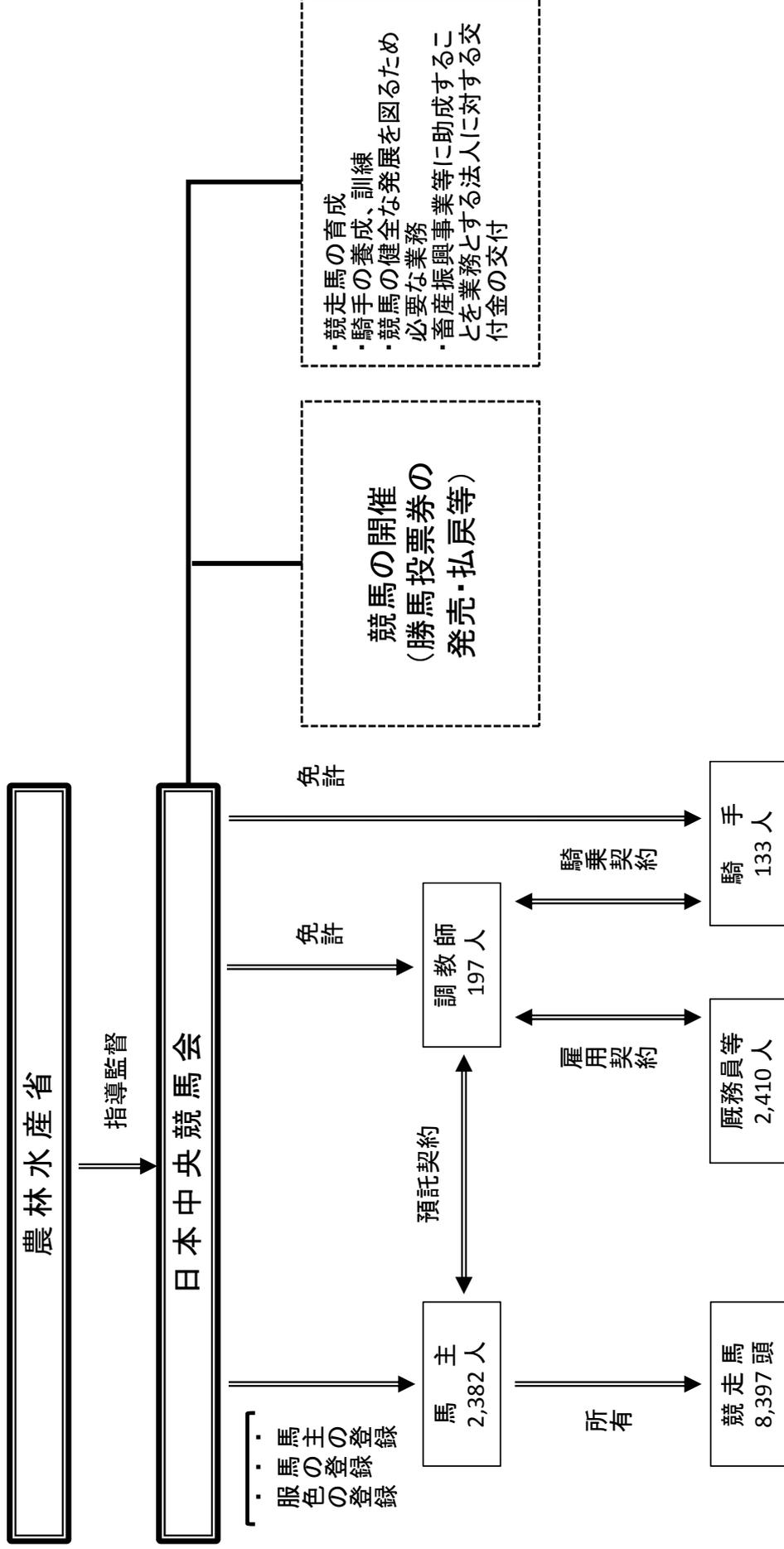
- (1) 仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) 売上の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (3) 売上の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (4) 競走場及び場外発売所の分布・・・・・・・・ 20

5 ぱちんこ

- (1) 仕組み(営業規制等)・・・・・・・・・・・・・・ 21
～22
- (2) 市場規模と遊技参加人口・・・・・・・・・・・・ 23
- (3) 営業所数及び遊技機設置台数・・・・・・・・・・ 24

(1) 中央競馬

① 仕組み (平成29年1月1日現在)



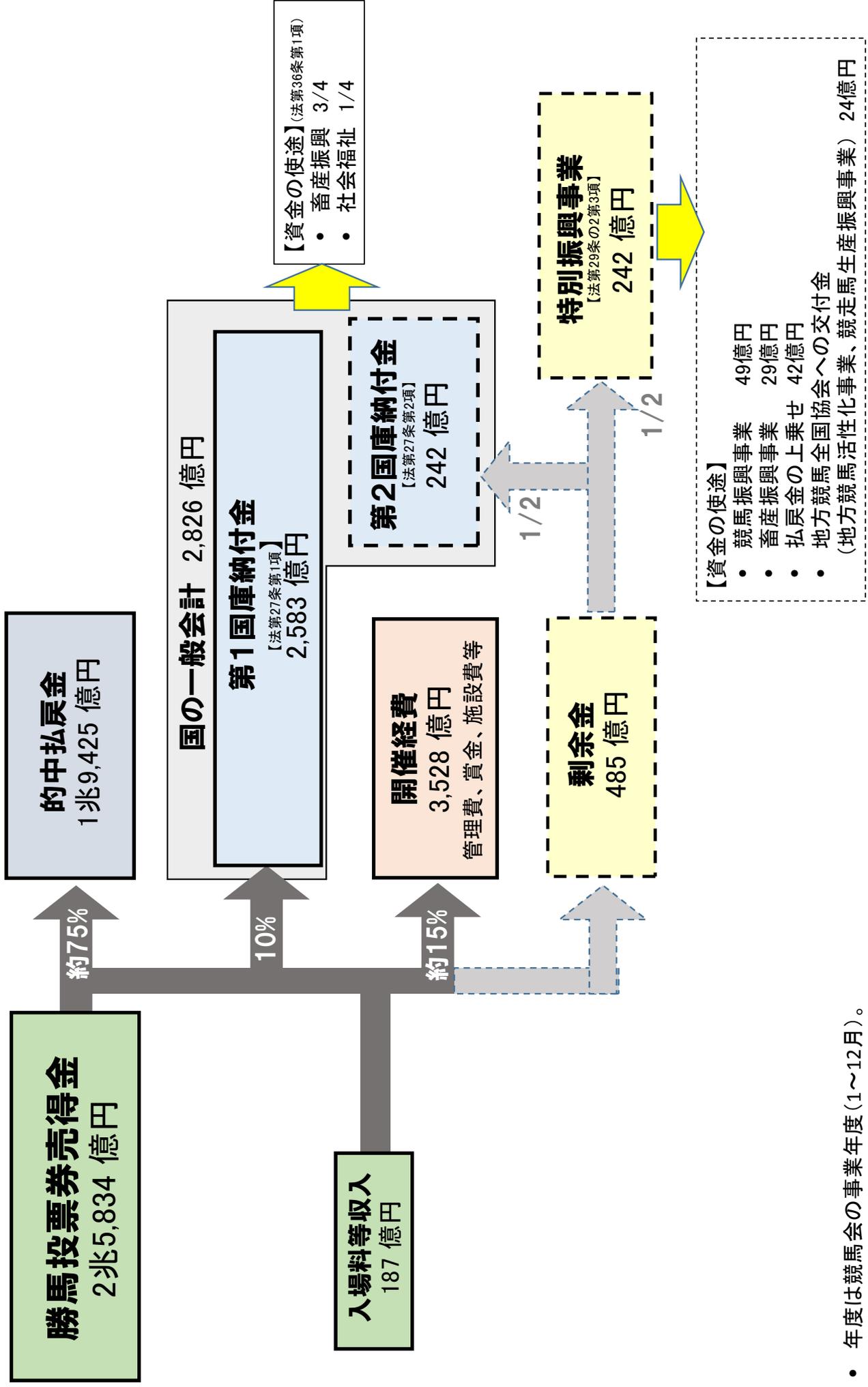
② 売上の状況

売得金、入場人員及び総参加人員の推移



【前年比(H27/H26)】
 売得金:103.6%
 入場人員:102.8%
 総参加人員:101.3%

③ 売上の流れ（2015年度）



• 年度は競馬会の事業年度(1~12月)。
• 法:日本中央競馬会法

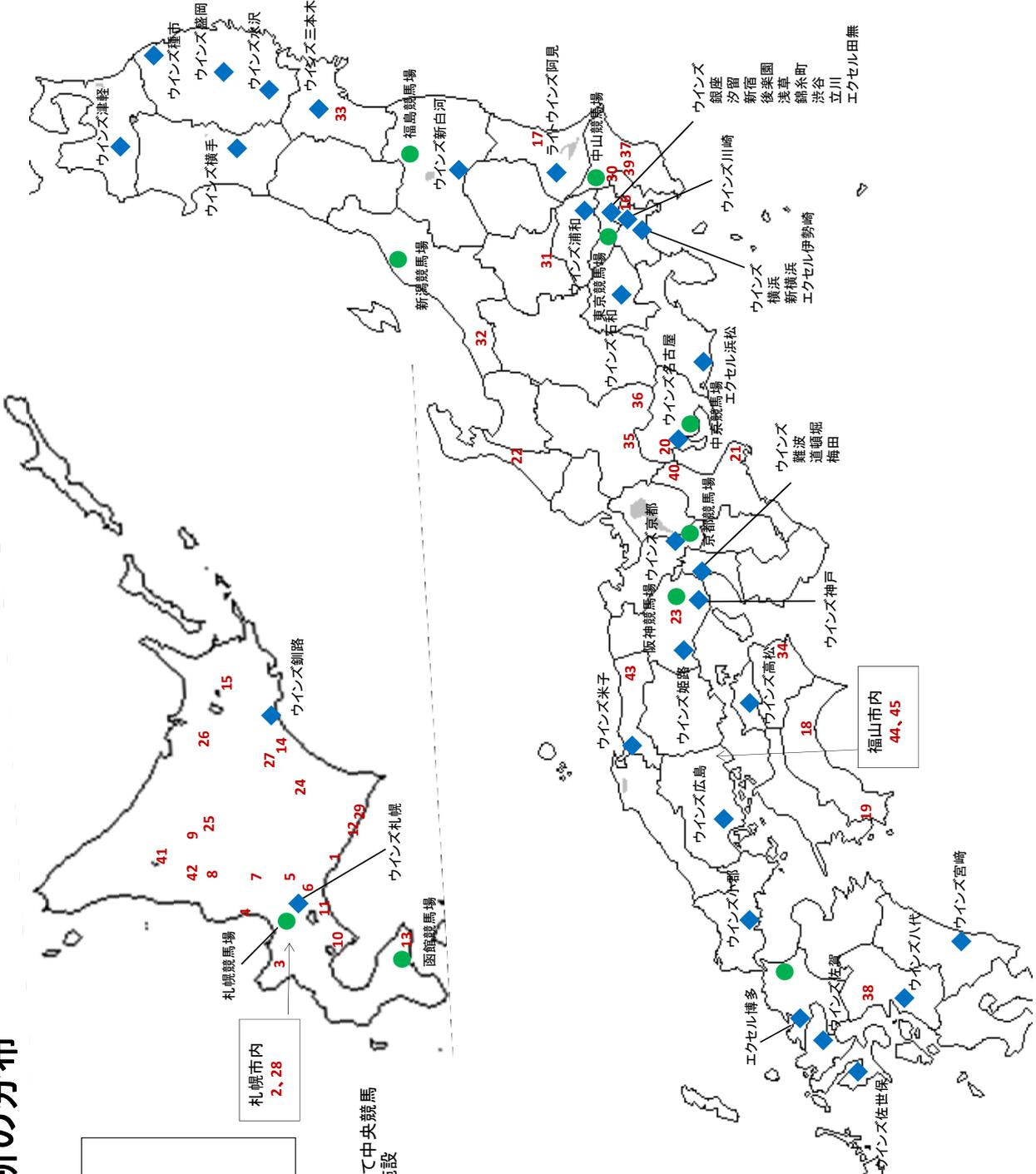
④

競馬場及び場外発売所の分布

競馬場 ● 10カ所
場外発売所 87カ所

◆ ウインズ等 42カ所

〔 数字 J-PLACE(*) 45カ所
(平成29年1月1日現在)



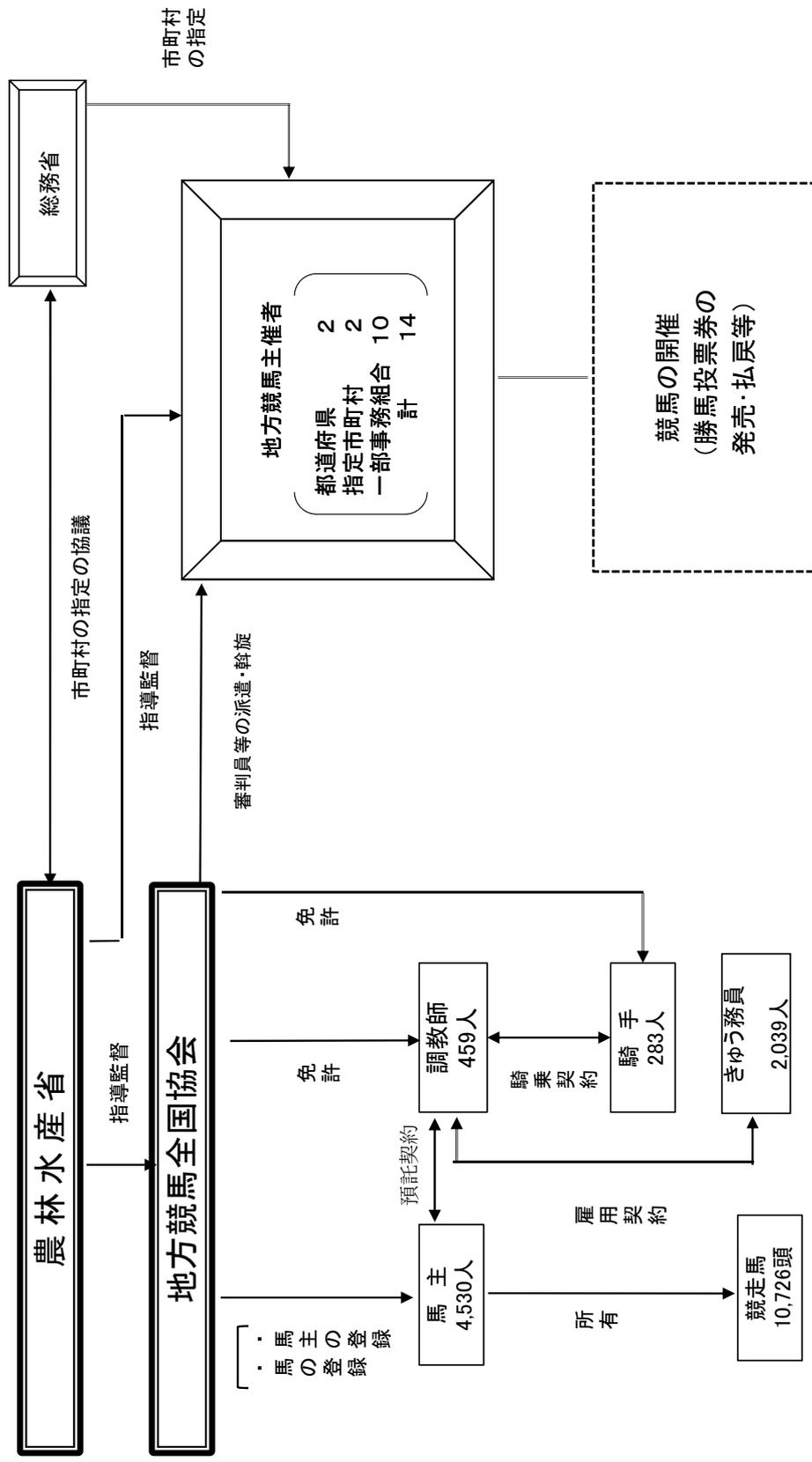
* J-PLACEとは、地方競馬の共同発売・私展システムを利用して中央競馬の勝馬投票券の発売・私展を行う地方競馬施設

J-PLACE 一覧

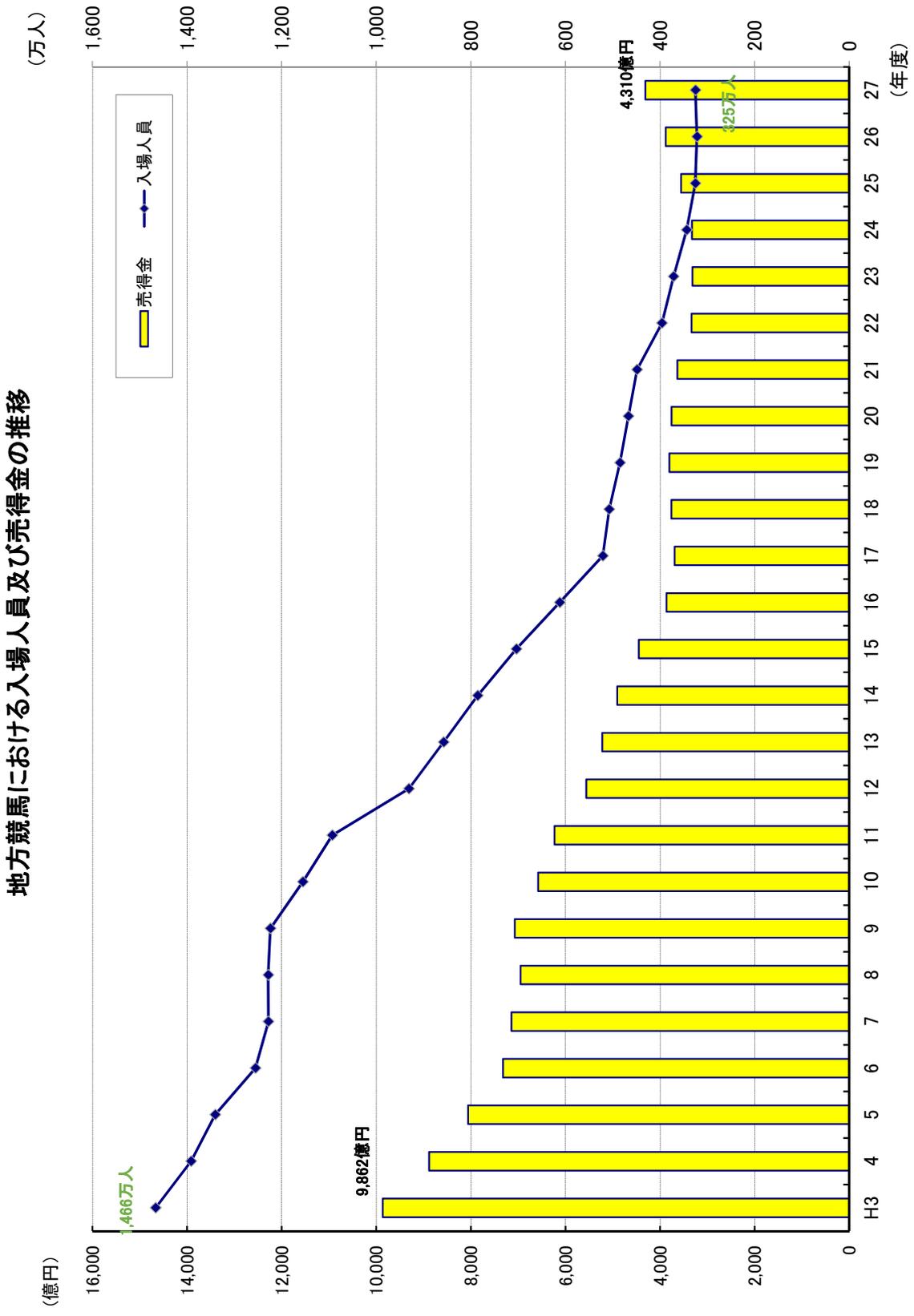
1	門別競馬場	24	帯広競馬場
2	Alba札幌中央	25	ラスポット北彩都
3	Alba小樽	26	ミストポット北見
4	Alba石狩	27	ハロンス釧路
5	Alba立別	28	泰田野前海外発売所
6	Alba千歳	29	Alba浦河
7	ハロンス岩見沢	30	船橋競馬場
8	Alba滝川	31	off伊勢崎
9	旭川レーシングセンター	32	オーブス中郷
10	Alba帯広室蘭	33	off大郡
11	Alba苫小牧	34	ハリス藍住
12	Alba静内	35	笠松競馬場
13	Alba沼津港町	36	シアター恵那
14	Albaくろ	37	エフケイ八咫田
15	Alba中津津	38	BA00荒尾
16	大井競馬場	39	エフケイ大更津
17	offひたちなか	40	サンアール弥富
18	高知競馬場	41	ハロンス名寄
19	ハリス佐毛	42	イルムふかがわ
20	名古屋競馬場	43	BA00鳥取岩美
21	サンアール藤部	44	DASH福山駅前
22	金沢競馬場	45	DASH柳津
23	DASHよかや		

(2) 地方競馬

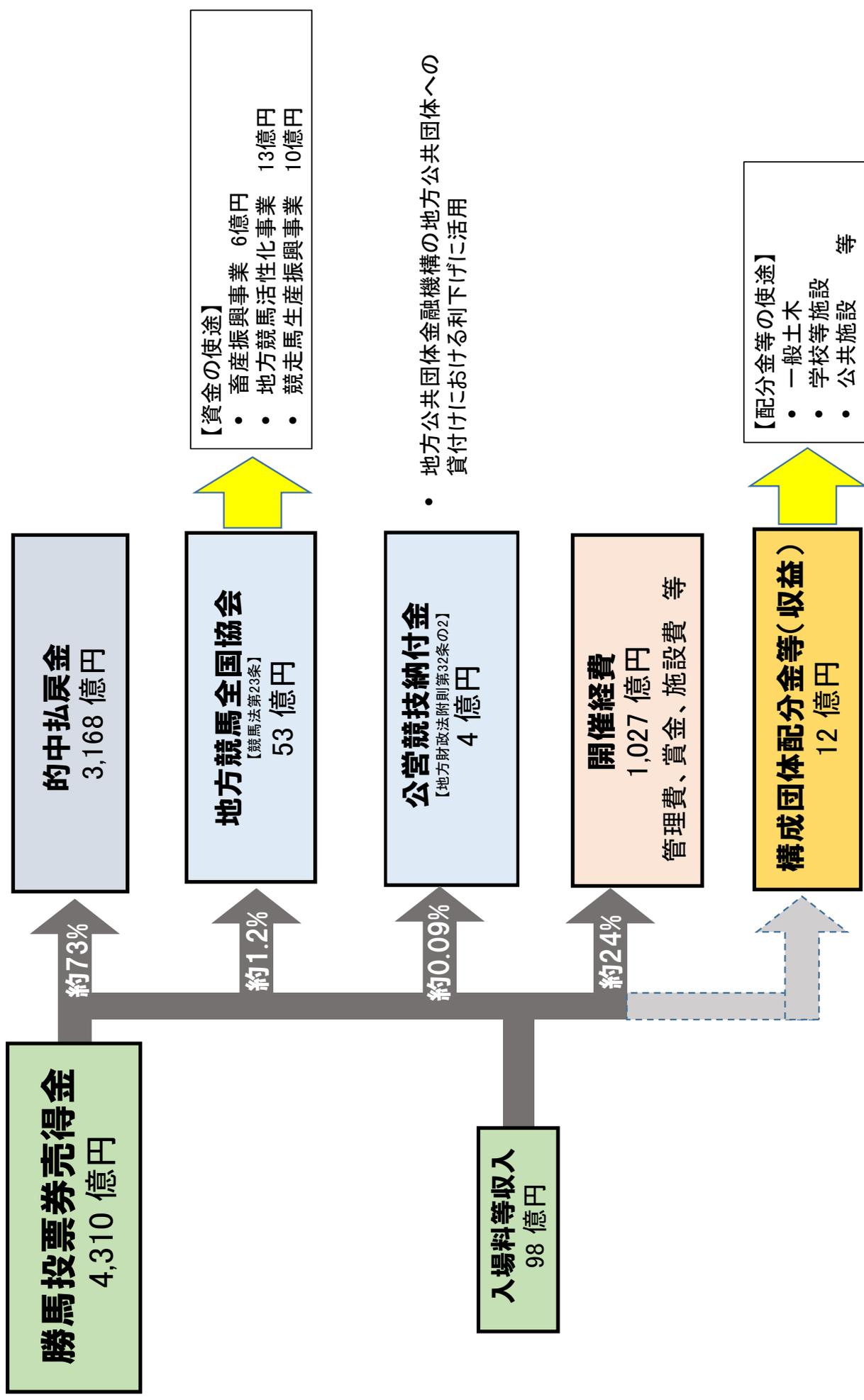
① 仕組み (平成29年1月1日現在)



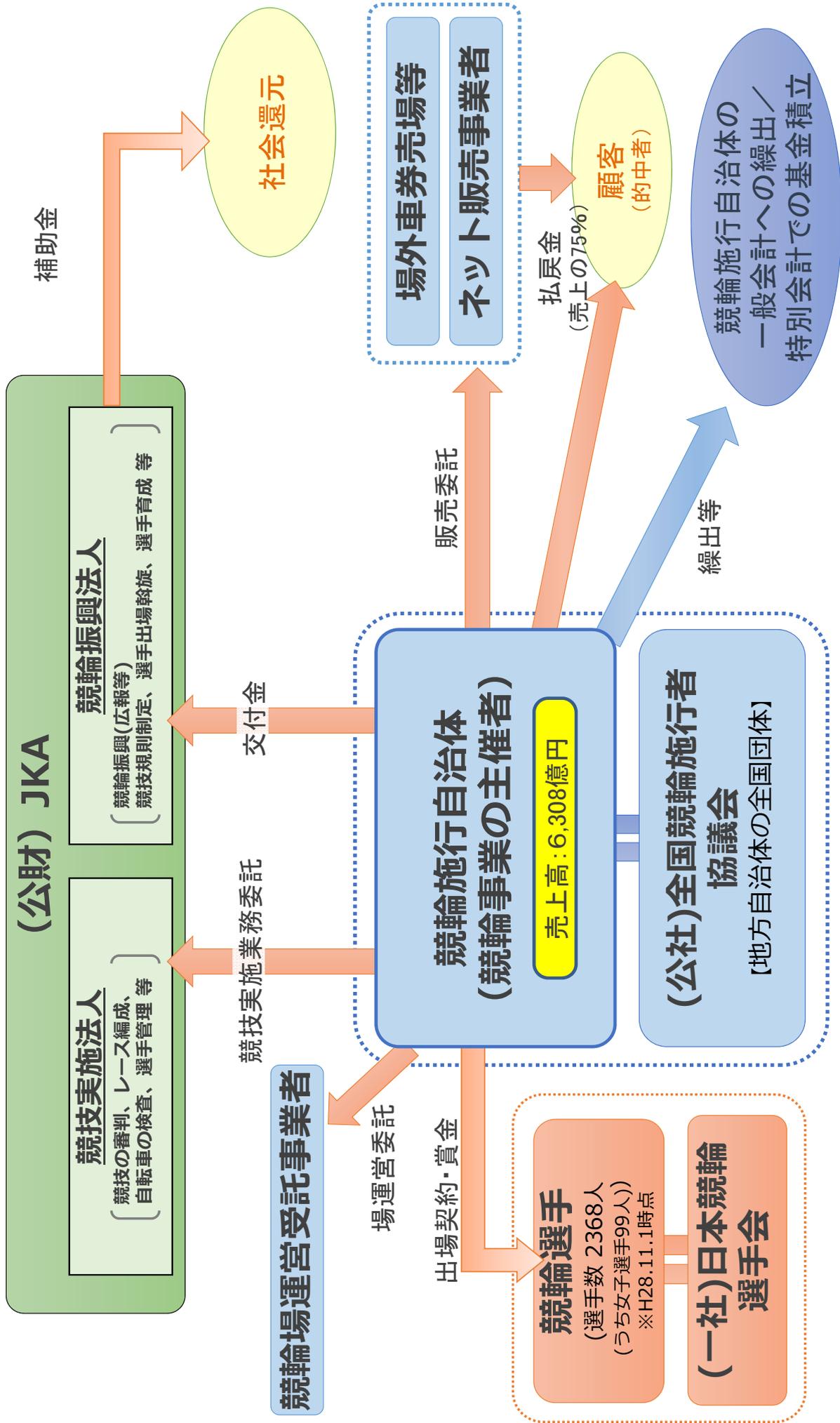
② 売上の状況



③ 売上の状況 (2015年度)



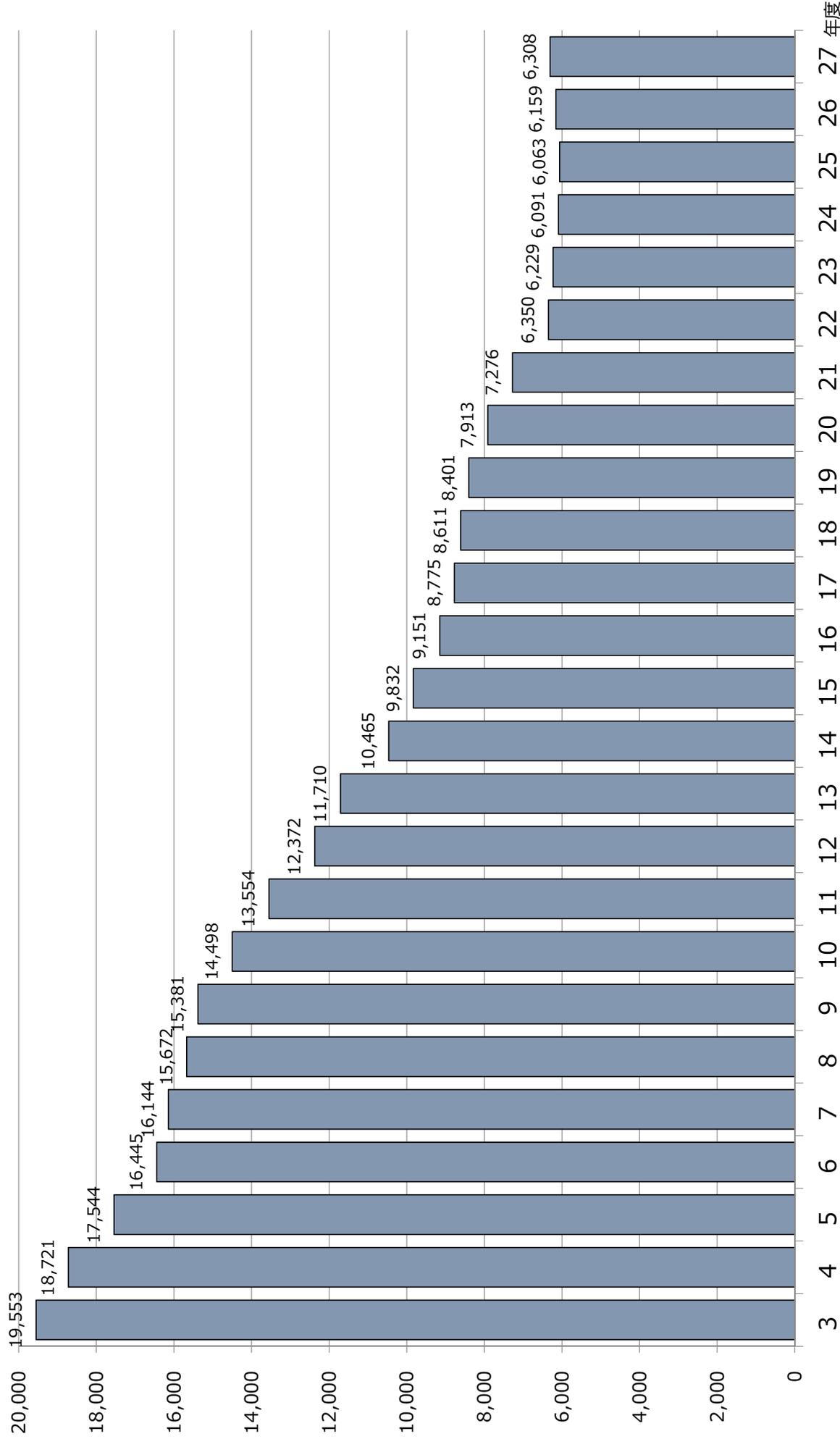
(1) 仕組み



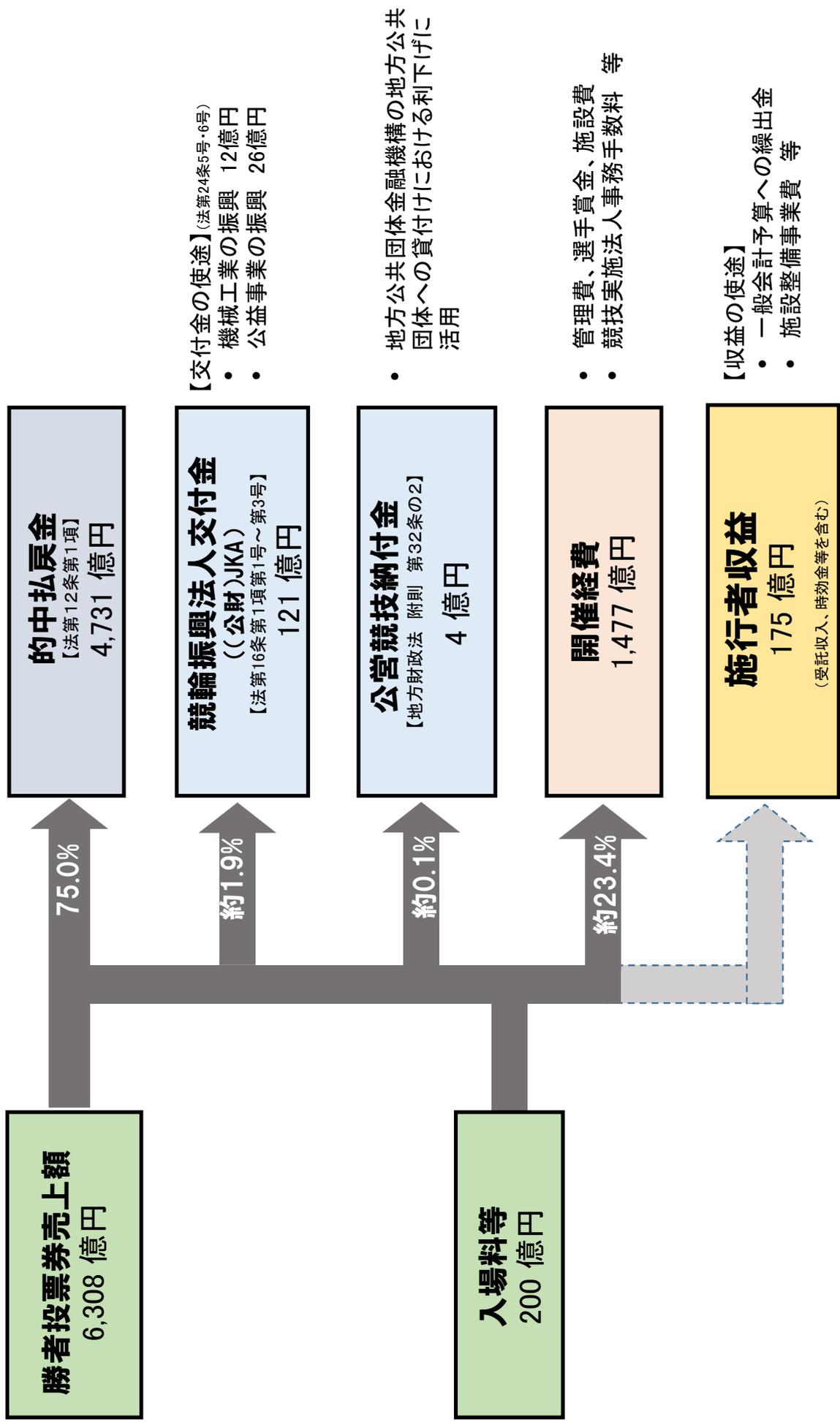
※ 売上高は平成27年度実績。

(2) 売上の状況

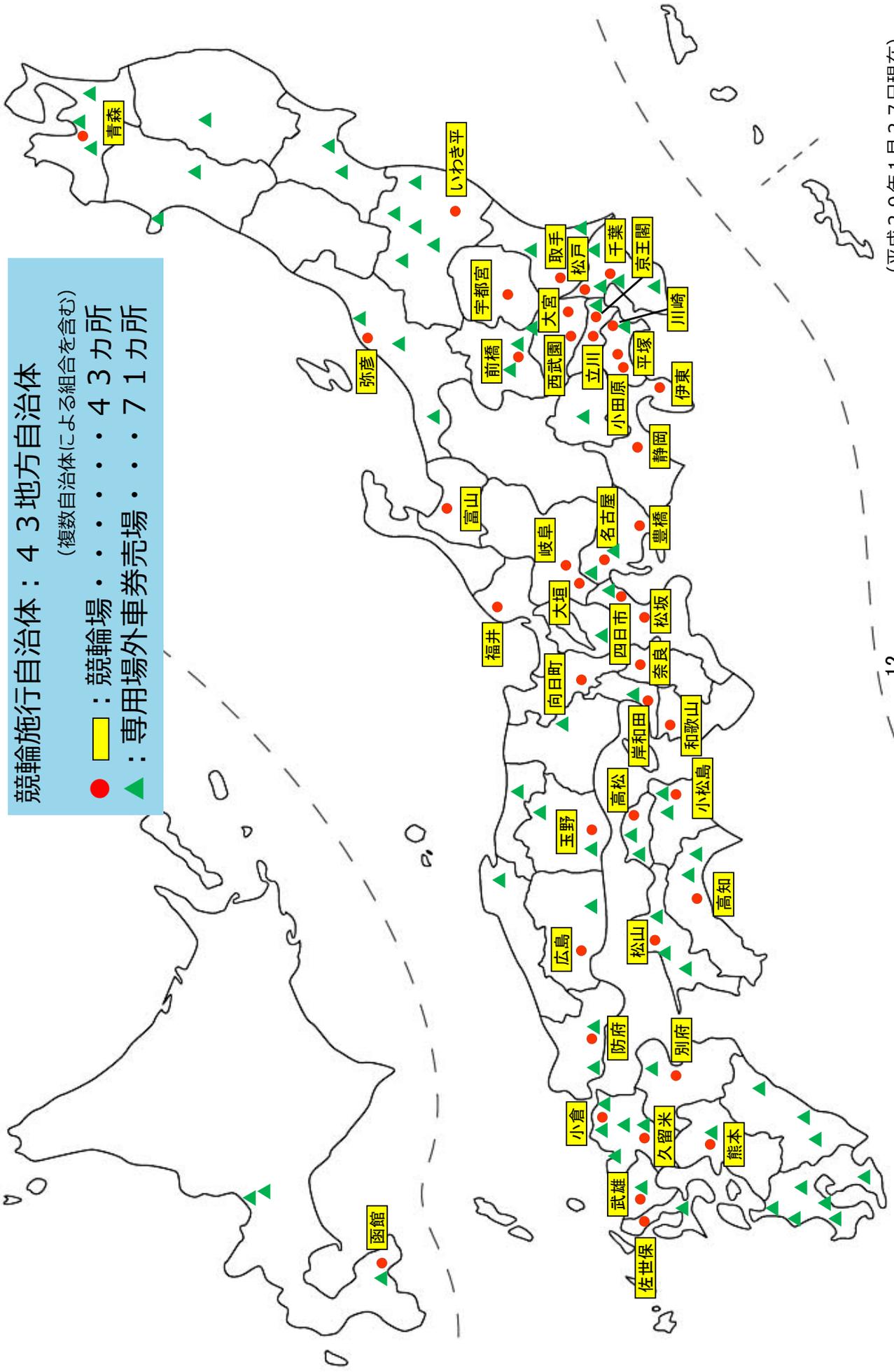
単位：億円 ※括弧内は対前年度比



(3) 売上の流れ (2015年度)

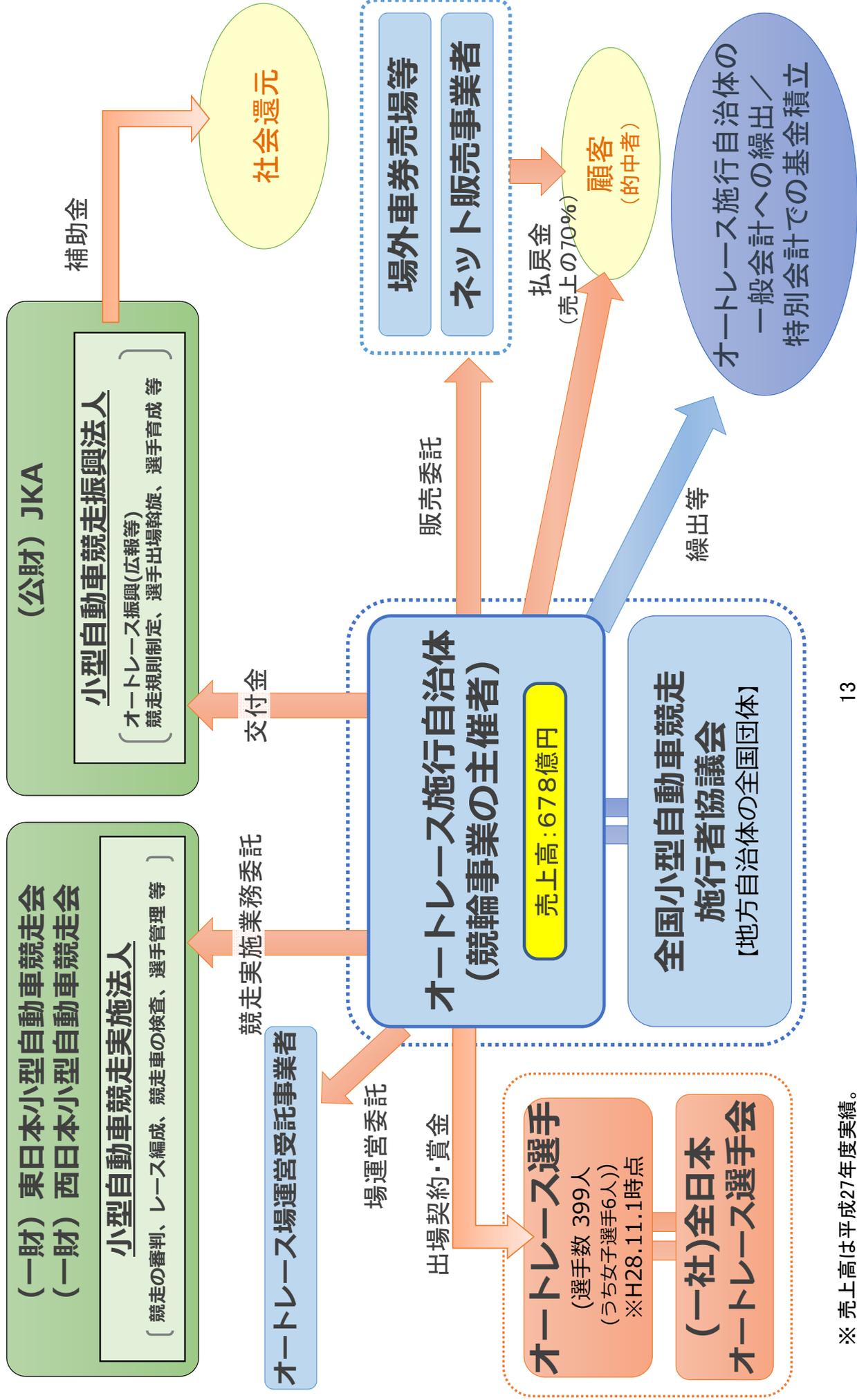


(4) 競輪場及び場外発売所の分布



3 オートレース

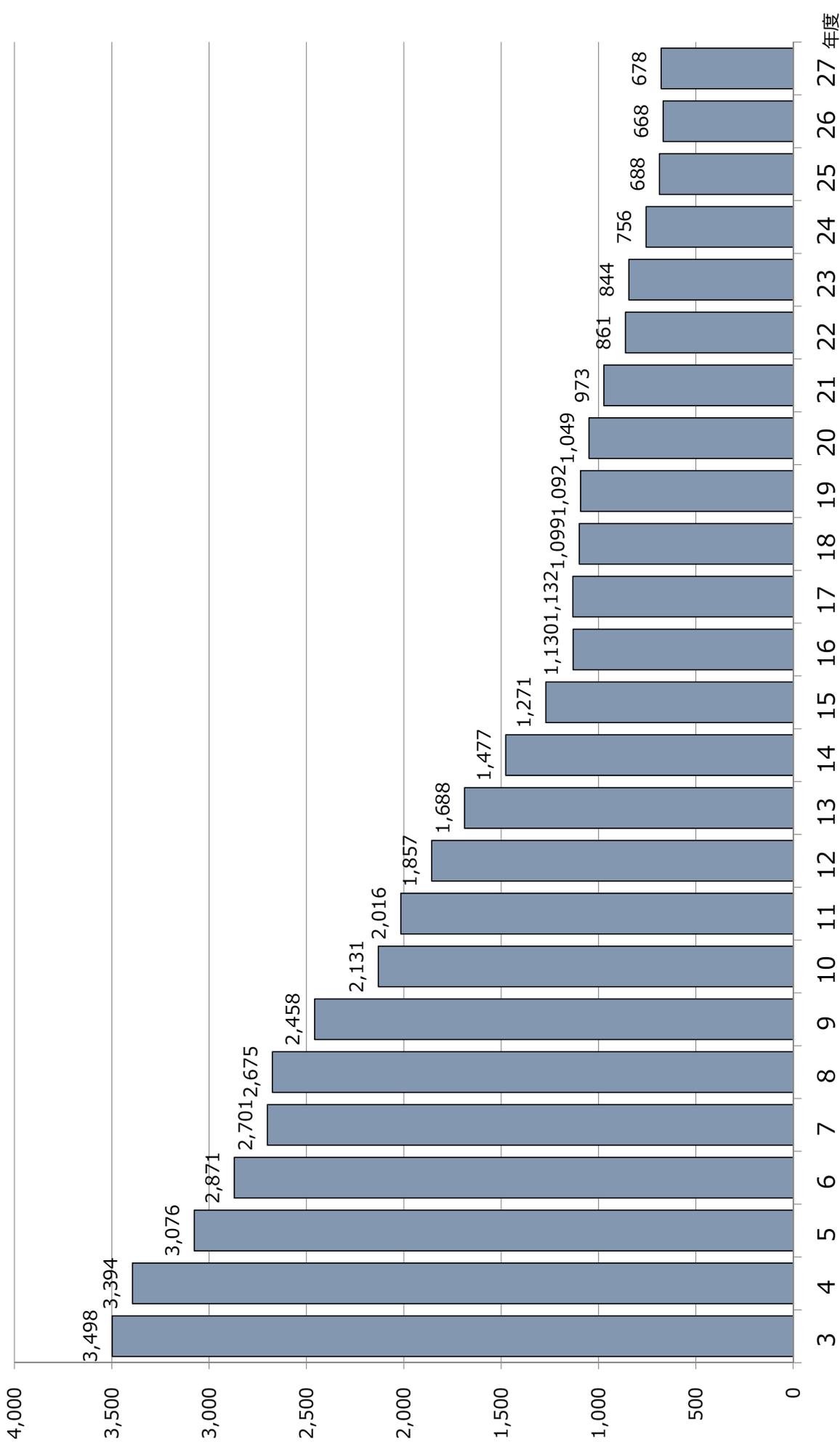
(1) 仕組み



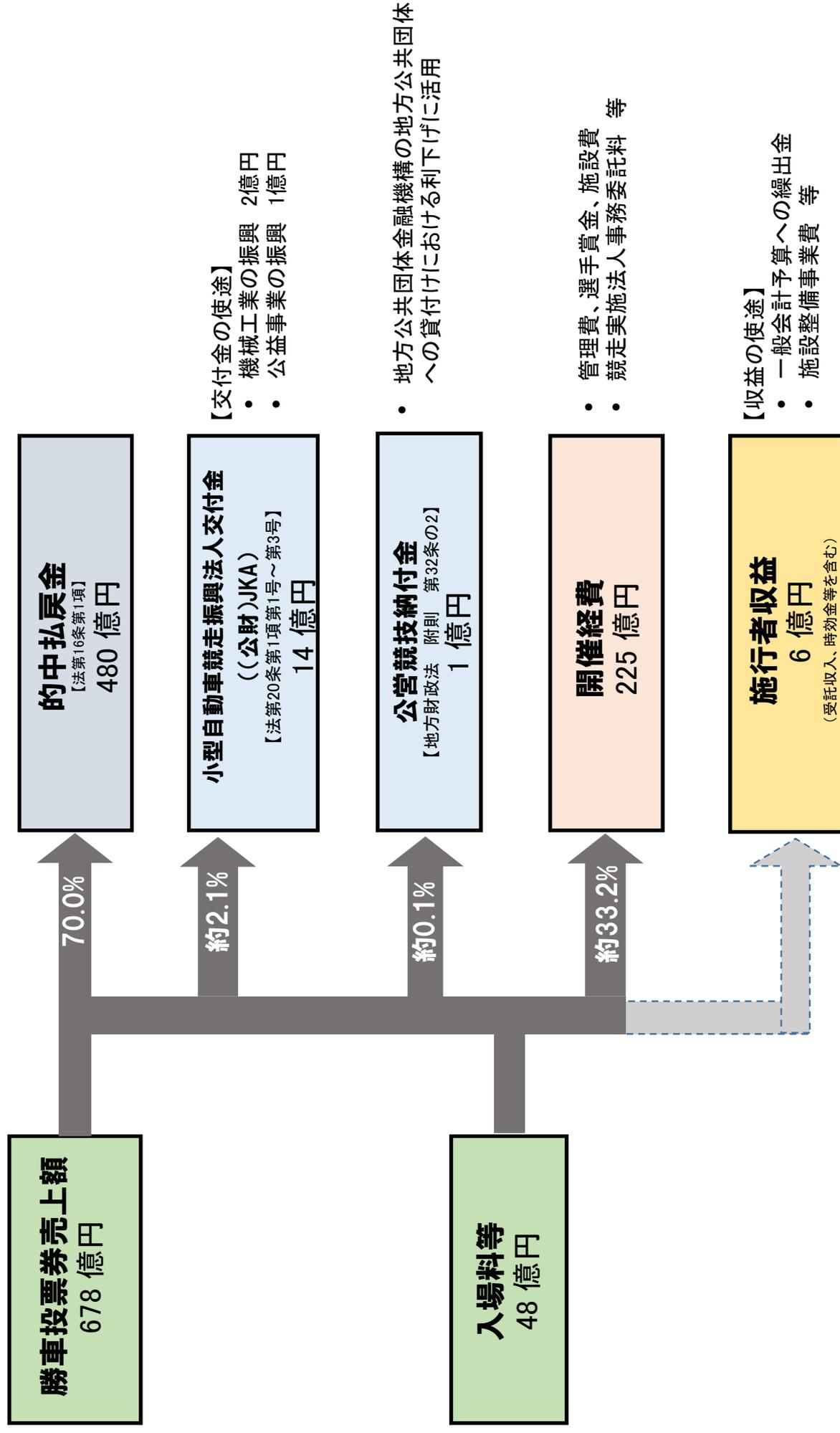
※ 売上高は平成27年度実績。

(2) 売上の状況

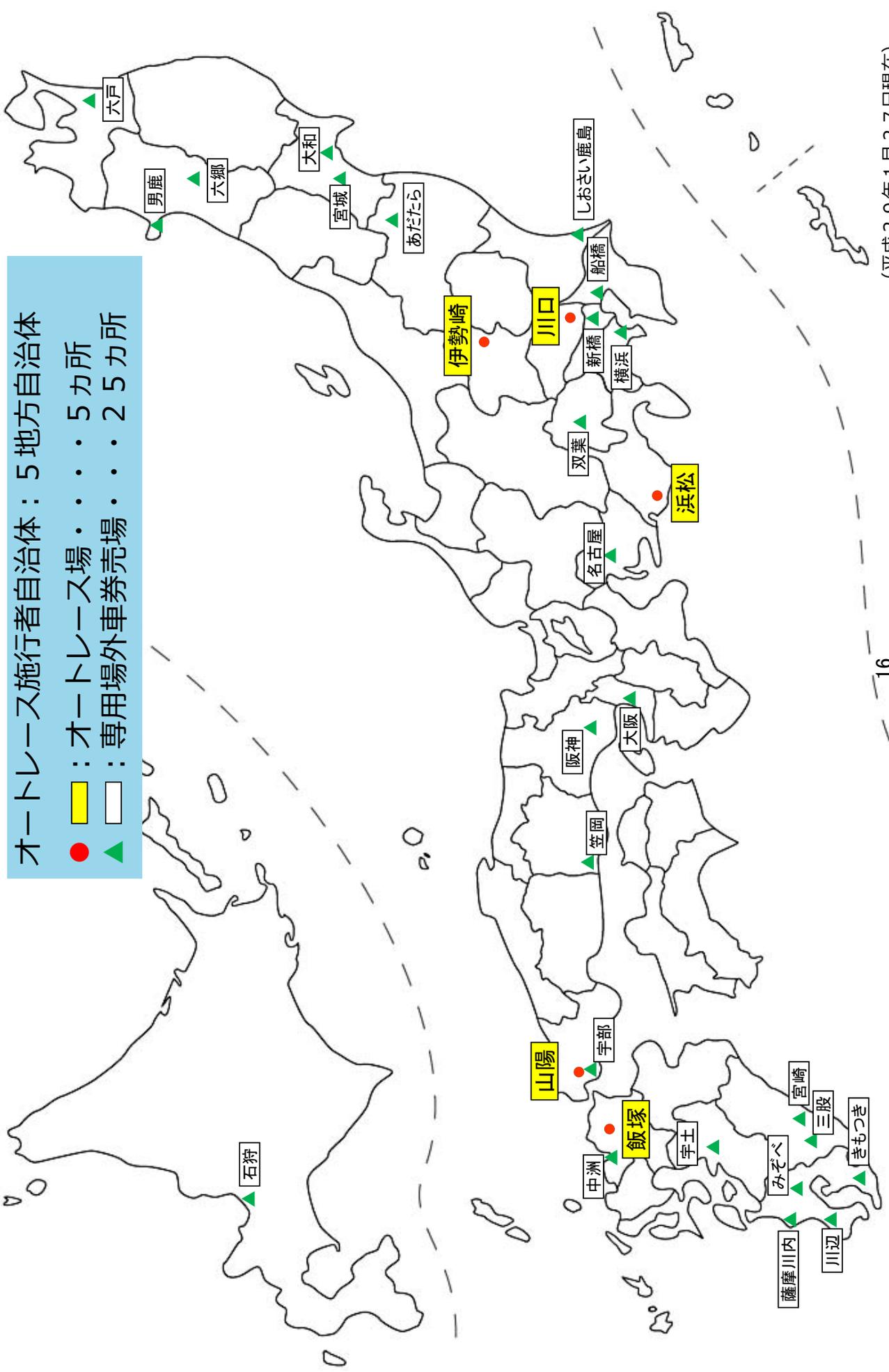
単位：億円 ※括弧内は対前年度比



(3) 売上の流れ (2015年度)

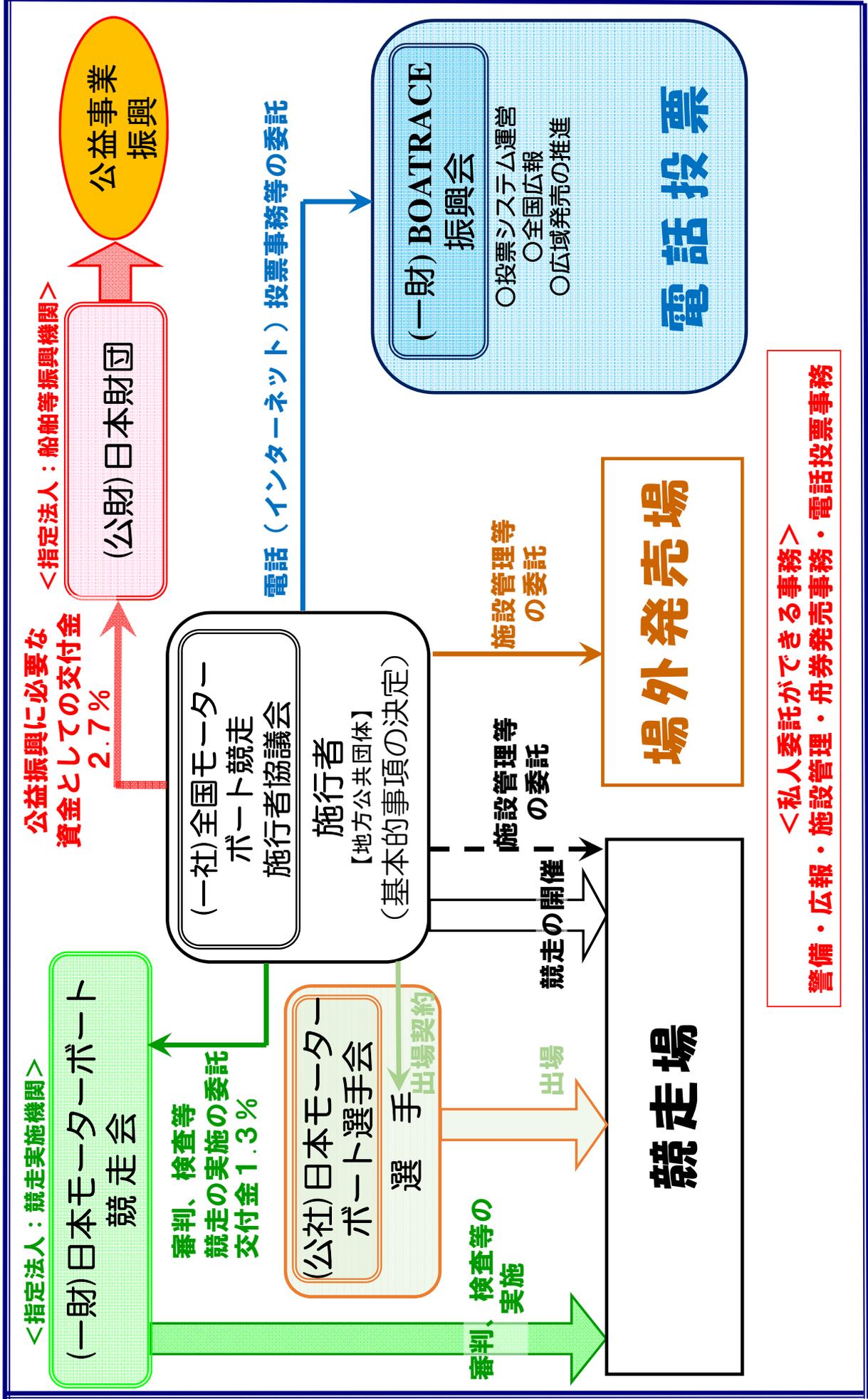


(4) オートレース場及び場外発売所の分布

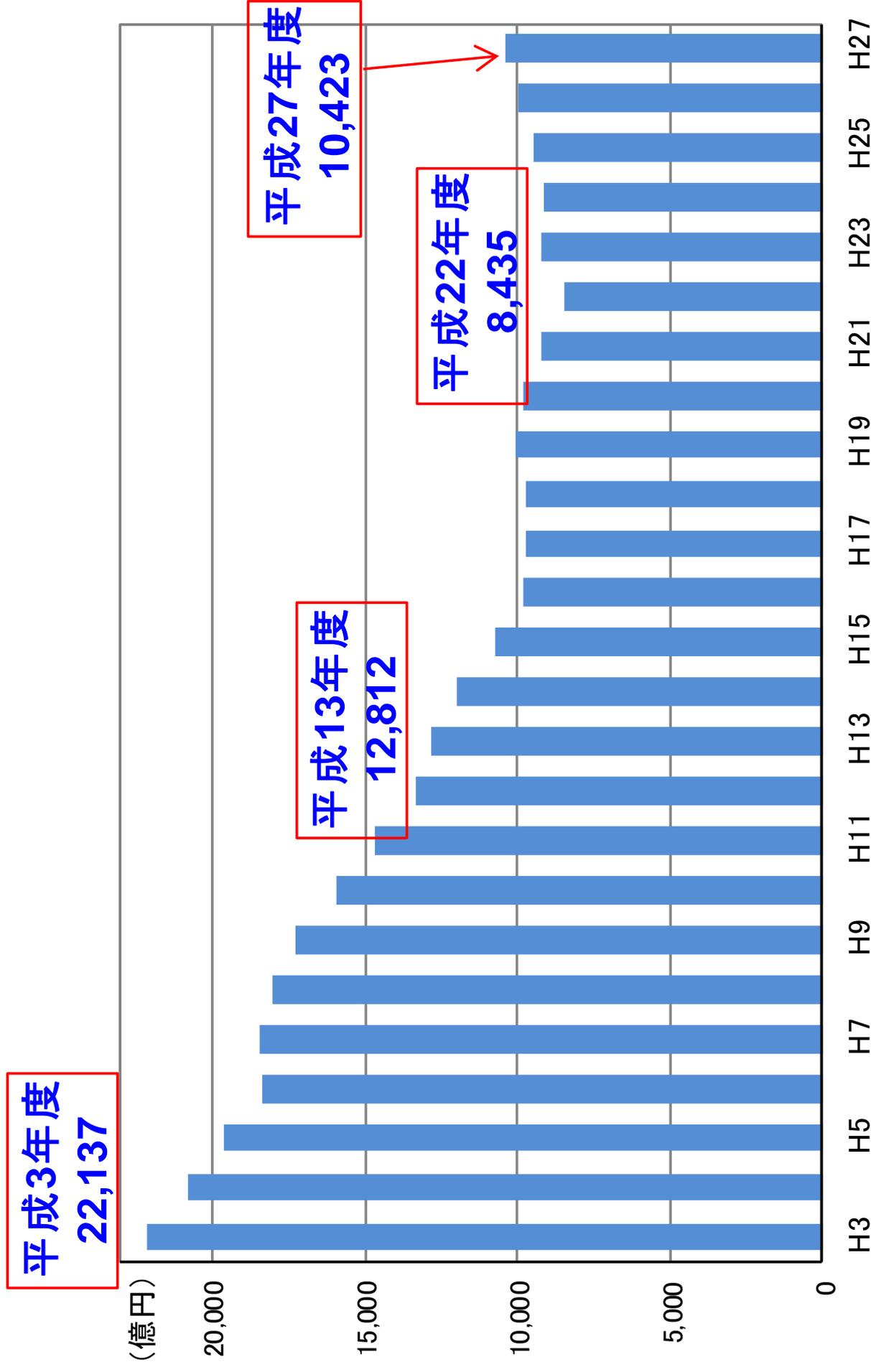


4 モーターボート競走

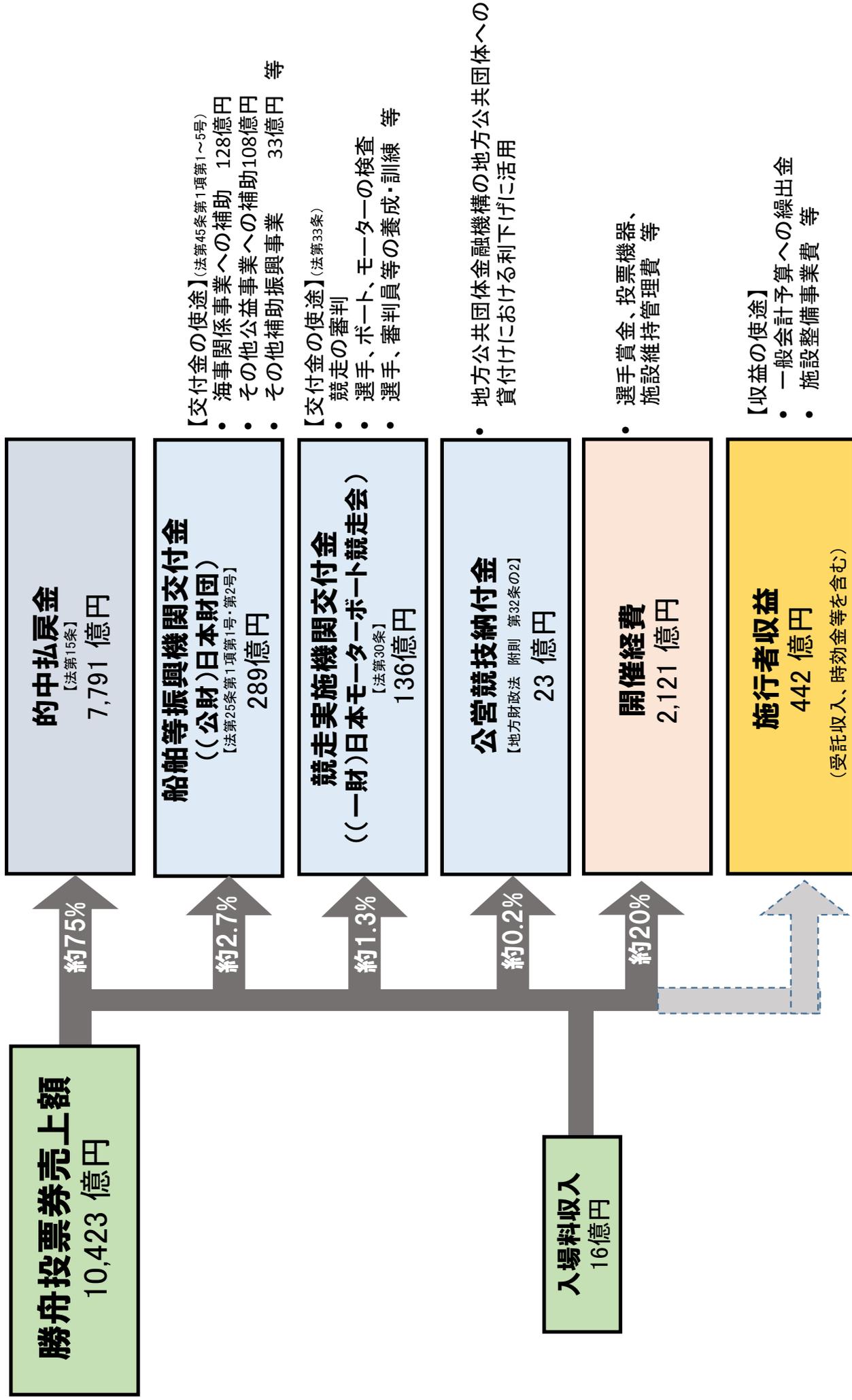
(1) 仕組み



(2) 売上の状況



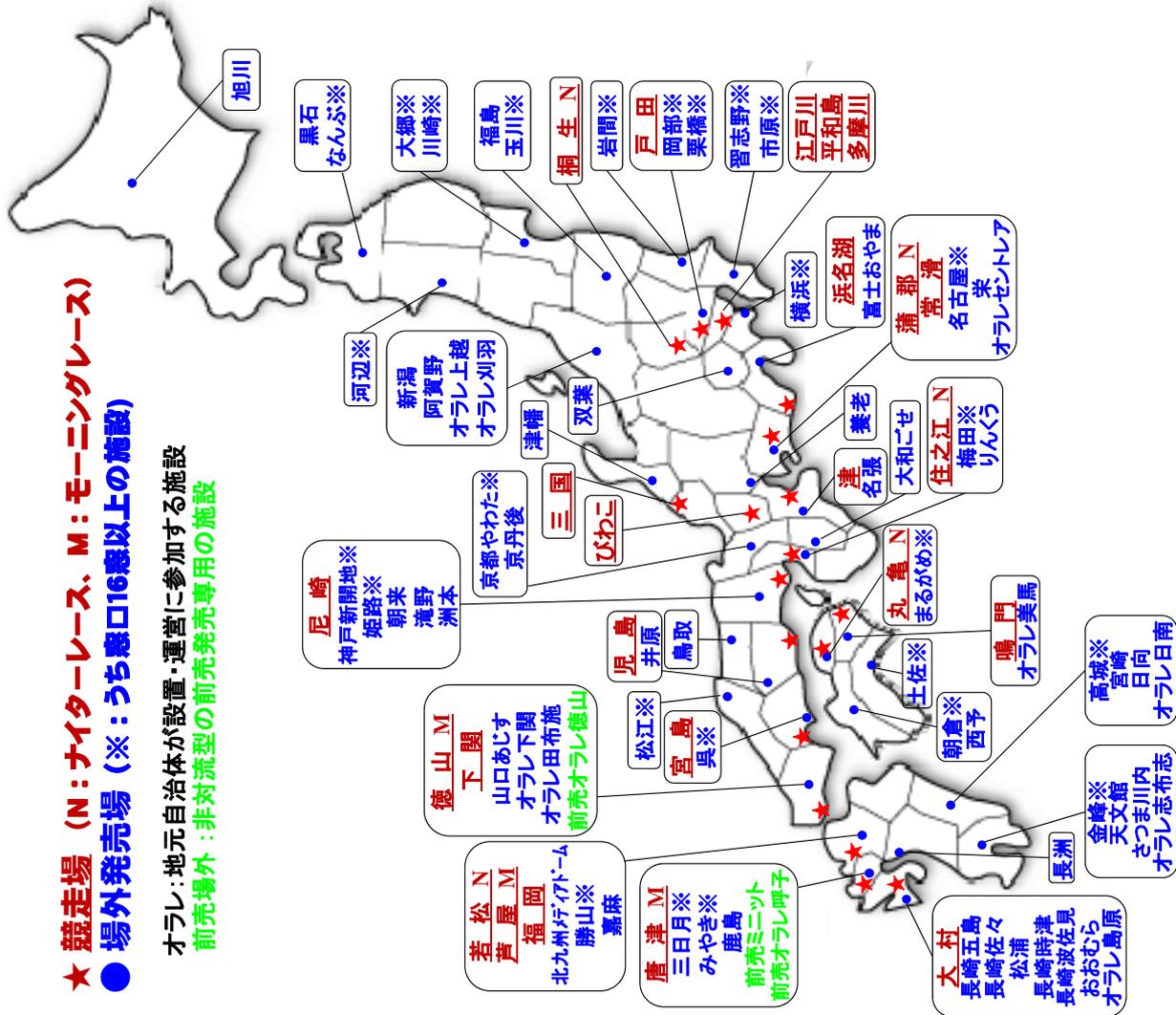
(3) 売上の流れ (2015年度)



(4) 競走場及び場外発売所の分布

- ★ 競走場 (N: ナイターレース、M: モーニングレース)
- 場外発売場 (※: うち窓口16窓以上の施設)

オラレ: 地元自治体が設置・運営に参加する施設
 前売場外: 非対流型の前売発売専用の施設



【現況】

○競走場: 24

○施行者: 35

(施行者構成自治体数: 103)

県:	1
施行組合:	14
(構成市町村: 82)	
市:	19
町:	1

○場外発売場: 73

窓口16窓以上:	26
窓口15窓以下:	44
前売専用:	3

○選手登録数:
1,586名(うち女子 209名)

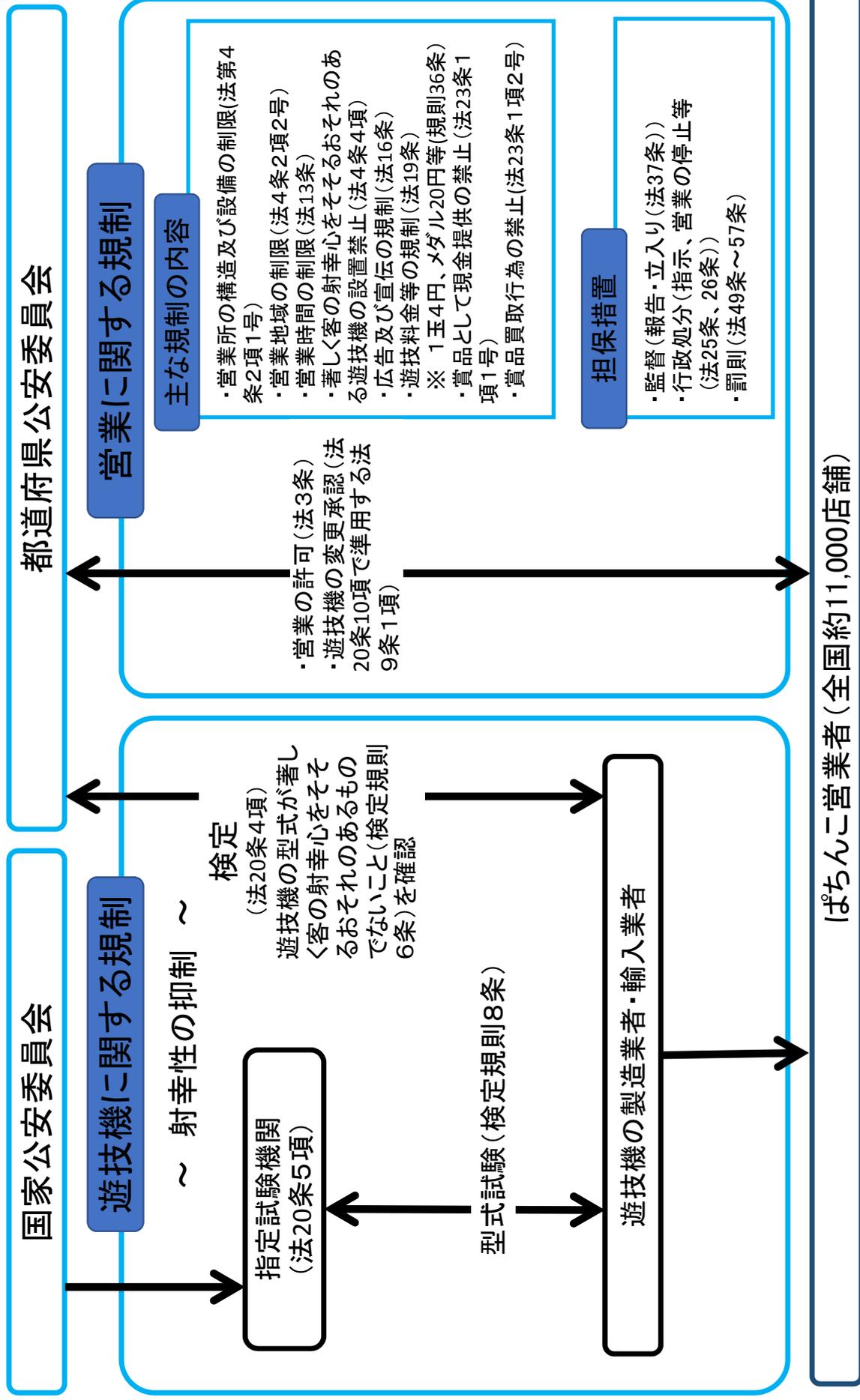
○関係団体等:

- (一財)日本モーターボート競走会
- (公財)日本財団
- (公社)日本モーターボート選手会

(1) 仕組み(営業規制等)

風営適正化法におけるぱちんこ(スロット)営業規制の概要

(法: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律) (規則: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則) (検定規則: 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則)



ぱちんこ営業と風営法上の規制

ぱちんこ営業とは、

遊技機を設置して客に遊技をさせ、遊技の結果に応じて客に賞品を提供するもの

風営法上、

「客に射幸心をそそおそれのある遊技をさせる営業」と位置づけ（法2条1項4号）
著しく客の射幸心をそそらないよう規制

射幸性抑制の観点からの規制概要

○ 著しく客の射幸心をそそおそれのある遊技機の設置禁止

（法4条4項、法20条1項、法施行規則8条、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則）

- 遊技機の発射数や出玉数の制限、客の技量が結果に反映されないことの禁止等

○ 遊技料金の規制（法19条、法施行規則36条1項2号）

- 玉1個4円以下、メダル1枚20円以下

○ 賞品の提供方法の規制（法19条、法施行規則36条2項）

- 遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品
- 日常生活の用に供する物品を取りそろえ

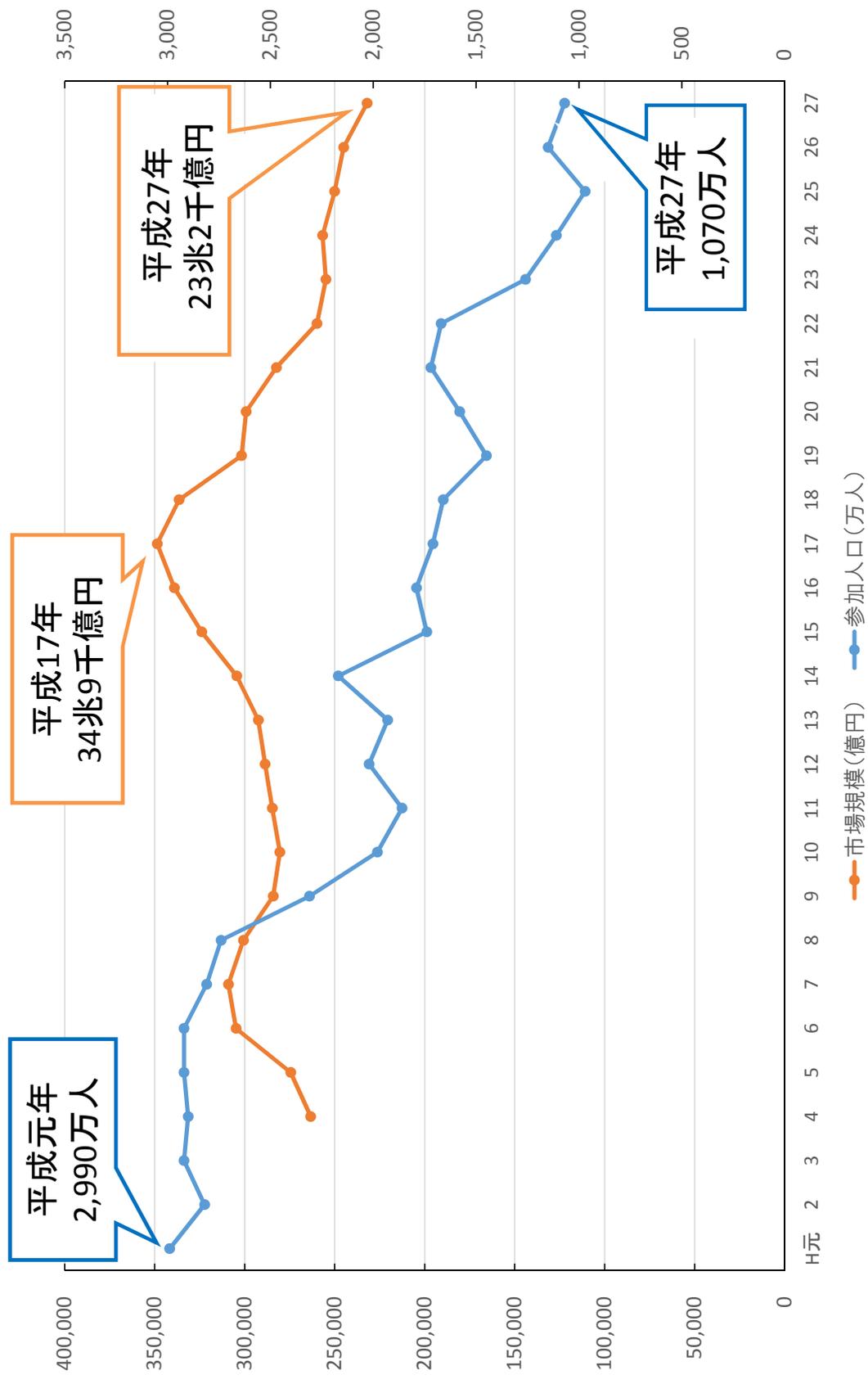
○ 賞品価格の最高限度額の規制（法19条、法施行規則36条3項）

- 9,600円に消費税等相当額を加えた金額

○ 営業方法の規制（法23条1項）

- 現金又は有価証券を賞品として提供することの禁止
- 客に提供した賞品を買い取ることの禁止 等

(2) 市場規模と遊技参加人口



※ 『レジャー白書2016』等 公益財団法人日本生産性本部

(3) 営業所数及び遊技機設置台数

